

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第四十八号

(七六八)

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 藤野 繁雄君

委員 小林 政夫君

菊川 幸夫君

東 隆君

岡崎 眞一君

木内 四郎君

白井 勇君

西川 甚五郎君

山本 米治君

前田 久吉君

野溝 勝君

堀木 鐵三君

國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君

政府委員

自治庁事務部長 奥野 誠亮君

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君

大蔵省理財局長 阪田 泰二君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵事務員(主税局税制第一課勤務) 大倉 真隆君

大蔵省理財局長 高橋 俊英君

本日の會議に付した事件

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 先ず附則のほうで、從來、調整勘定を設けておつた金融機関は、再評価積立金を資本に組入れてはならない、こういうことになつておつたのを、附則で改正をして、調整勘定があつても再評価積立金というものを資本へ組入れてよろしいのだと、こういう改正にしようとしておるわけですが、事務局に尋ねると、それは一応そういう用途は開くけれども、行政措置で十分措置をして、本來調整勘定に属すべき再評価積立金については資本組入れを認めないよう自信を持つて指導をします、こう言つておるんであります、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 笑はこゝれは旧勘定の株主関係等も勘案して適当にやるからと、こういうお話でして、そうかといふことで……。私は率直に申上げておきますが、これは銀行局長が来るとよくわかるのですが、あそこかと言つてこれを認めておつた次第です。

○小林政夫君 銀行局長からは直接聞

いておらないのですけれども、銀行課長が先般説明をしたわけなんです、まあ今の情勢で、オーバー・ローンのような情勢、かなり国の施策に銀行が依存しなければならぬ、こういう事態においては、大蔵省の言うことも金融機関は聞くでしようけれどもだん／＼ひとり歩きができるようになって、すでに大分力が強くなりつつあるわけですが、そのときに大蔵当局の行政指導だけで十分やれるかどうか。これは一つ大臣としては政治的に判断してもらいたい。旧株主特損負担金の債権者というふうなもの、現在の金融機関の姿に対してかなり感情的な反感を持つてゐるし、又、経済秩序の確立という点からいつて、最も経済信義を重んずべき金融機関が、債権者に損はかけつぱなしというふうな状態では、これは非常に将来問題を残すのじやないか。そういう点から考へて、これは法定をやはりしておく必要があるのじやないか。少くとも、再評価積立金のうちで調整勘定に帰属すべき可能性を持つものは資本組入をしてはならないという程度の法定をしておく必要があるのではなからうかと思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 小林さんの言われること、非常によくわかりますから、よく考へます、これは。

○小林政夫君 それからこれは少し技術的な細かい問題になりますが、第三次再評価を二十八年度中にやつた会社、これは固定資産税が二十九年は二十八年度の基準でやりますから高く、まあ普通に払ふ。そして三十年、三十二年、三十二年は再評価前の基準でやる。固定資産税というものはこういうわけであつた。二十九年度に三次再評価をやるものは二十八年度の基準で行くから、二十九、三十、三十一は安いです。そこで成績のいい、先に再評価を進んでこの本来の趣旨に副うて第三次再評価を積極的にやる、こういうものは、同じ固定資産税の三カ年間の減免、減税、軽減という意味において、三カ年間でいう点は変わらないのだけれども、二十九年度だけがぼつと高くなるというところは少し困る。上げるにしても、今の三年間安かつた趣旨に副つて、二十八年度に再評価したものは二十九、三十年、三十一と、こういう同じ三年間にしても続けてもらいたい、こういう要望があるのですが、これについて大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは御尤もに思いますが、二十九年度の事は柄はきまつてゐるために、そうできないというふうな聞いておられますが、どうもまあ話で言つておつたが、ちよつと政府当局のほうから何か意見があると思ひますので、私の聞いておられますのはそういうことです。

○政府委員(阪田泰二君) 只今のお話、誠にそういうふうな、早く率直してやつたものが二十九年度だけ高いというか、固定資産税の減免をしない。ただこういうような問題は實際問題といたしまして今年度の二十九年度の固定資産税の法定基準、価額というものは、二十九年度の地方で固定資産税をかけます基準になる価額というものは今年の一月に作つた。で、從來のように確定しておるわけ。こういうものをあとから変えるということになりますと、いろいろ地方の財政計画とかいうものがございまして、むずかしい問題になつて、やむを得ず今年だけはまあ我慢して頂く、こういうことにはしたわけございします。ただ實際問題といたしまして、昨年度中に再評価を、第三次再評価をやりました会社の数が極めて少いわけございしますが、なお再評価をやりまして、その再評価いたしました価格では、何といひますか、いろいろ事務の都合等もありまして、今年の一月の地方におきまして固定資産税の台帳を作りますときに入つてゐるというものは、更にこのうちでも極めて僅かであるというふうな、具體的事例まで調べたわけございします。そういうふうな聞いておられますが、まあかた／＼實際該當するものが少いといふことでありまして、この程度で何とかやつて行くといふことにはしたわけございします。

○小林政夫君 その点はかなり技術的問題もございしますから、地方自治庁の税務部長の出席を求めて、一体それは技術的に可能なかどうか、又、今の二十九年度の地方財政収入額の基準というものは、そういう点かなり重きを置かなければならない程度に算入され

ておるのかどうか。そういう点について質したいと思ひます。

それから要再評価資産に、工具、器具、備品というふうな非常な細かいものも入ると思うのですが、原案だとそういうのが非常に、一々そういうのを数え上げるのか、非常に煩瑣だと思ひますが、金額的にも僅かな金額、要再評価資産の中に占める金額割合というものは非常に軽微なものだ、こういうものも一々こういう厳格な要再評価資産としてやらなければならぬかどうか。

○政府委員(阪田泰三君) 今の工具、器具、備品と、こういうふうな細かいものをどうするかということでありまして、實際問題としていたしまして、工具、器具、備品といったようなものと機械設備といったようなものとを区別するといつたとしても、いろいろその限界をきめて、はつきりこれを除くといふようにきめることが、まあ限界が非常に個々について検討してみますとむずかしくなつて来ます。又こういうものを特に再評価しないといふという理由もないように思ひますので、その点でまあ多少事務的に面倒な対象からは除外しないといふふうにいたしましたわけでありませう。

○小林政夫君 何かこう規格、基準でも、非常に微細なもの、それはまあ会社の経営者が良心的であればあるほど細かいものでも挙げられるし、そう良心的でないのは適当に税務当局の審査を免れる範囲において、まあ経費とかその他簿外資産的な経費に計上して行くと思ひます。そういう何か一つの要再評価資産として強制再評価の対象

とするのであれば、普通の税務の取扱いは方とは別に、このものについては金額的な、何円以上とか、何円以下のもは除くとかいうようなことは考えられなかつたのかどうか。

○政府委員(阪田泰三君) まあこれは實際問題としていたしまして税務のほうの取扱ひの問題になると思ひますが、こいつたような、工具、器具、備品といったようなものは、まあ資産に挙げないで損金で出しておる、だから或る程度の価格を、詳しいことは存じませんが、一定の価格以下のものは損金で出すことを認めると、こういうふうな取扱ひがありまして、初めから資産に非常に細かく消耗品的なものは挙げていないと思ひますが、なお資産の再評価についても、国税庁の取扱ひといつたしまして、いろいろこいつたものについて、年次別、種類別に一律に一括して計算するというような便法も認めておるようであります。

それから再評価限度額に百円未満の端数があつた場合、或いは取得価格のほうで十円未満の端数があつた場合といふようなときには、これを切捨てて計算するといふような扱いもあるようであります。まあ非常に小さいものはそういうふうに切捨てられて除外されるということが實際上やつておるといふような場合もあるようであります。或る程度はそういうような取扱ひによりましていろいろ面倒なことは除かれろと思ひますが、今申しましたようなこと、かなり仕事の簡素化はできて行くのじやないかと思ひますが、なお今回実施に當りましては、国税庁その他の実施に當るかたとも協議しまし

て、これにつきましてはできるだけ面倒がないうちにいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 それじや只今の理財局長の言明を一つ信頼いたしまして、是非そういうふうな取扱ひにしてもらいたいと思ひます。

それから次は主税局長の出席を求めておつたわけですが、これは特に大臣に聞いてもらいたいのですけれども、前の租税特別措置法のときに、だいたい主税局長と論争をやりまして、というのは、この同族会社に対して、再評価積立金の資本組入れ、いわゆる無償増資のものに対して五分の配当を同族会社に対しては損金に算入しない。同族会社だけを損金に算入する方針から除外しておるわけでありまして、ところが、この資産再評価、この法案によつて、五百万円以上の法人はすべて、こ

ういう再評価をしたかしないか、この法律で予定されておる再評価限度額であるとか、或いは償却をどうしたとかいふようなことを考慮して書いて公示する義務がある。これは同族会社は抜いてないですね。そういうことから行くと、私はそういう義務を課することとは同族会社に対して別に構わんと思ひますが、同時に、そういう義務を課するならば、再評価積立金を資本へ組入れた分に対する五分の配当の損金算入を同族会社について認めない、こ

うに、そのうちのほうの措置を取り消してもらつたらどうだろうか。特に同族会社には太平洋漁業というふうな大企業もありまして、おおむね中小企業が多い。そして中には今度第三次再評価税は免税になつたけれども、第一次、第二次分は二分の一にはなつたけれども三分の税金がある。それも付

細に検討して見ると、再評価積立金を資本に組入れたものに対する五分の配当の損金の算入、こ

ういうものと脱み合せて考えると、まあ二つの一も免税にしてもらつたと同じ結果になる。これは理論的には無償増資に対する五分の配当を免税にする必要はないもので、實際の税理論から言へば資本蓄積でもない。その資本蓄積を促進する意味における配当の経費算入といふことの観点から行くなれば、無償増資に再評価積立金を資本に組入れたものに対する、例へば一般は一割であつてそのほうは五分であつても、これを免税にする理由はない。い

わゆる経費に、損金に算入する理由はない。けれども、まあこ

ういふこと、やつておるんでしようから、そういうことからは言ひますと、同族会社だけを除外する理由はない。この点はこ

除いたか、あなたは聞いておりませんか。

○小林政夫君 それはちよつと理財局長では答弁できないでしよう。そのいきさつを言ひますと、中小企業庁の石井振興部長もこの前に来て、こ

うで、どうもこれは私は少し片手落ちではないか。まあ一つ早速研究してもらいたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) まあその在来の考え方はよつぽ個人なみに扱つておつたもので、こ

ういふふうでございまして、この間から大分、同族会社に対するいろいろ、これは小林君からいろいろ御意見があつて、私も特に地方等の実情から見て、少し苛酷ではないかと思ひ

ます。あつて、あれだけにしたのですから、なおこの点はよく考えていろ

二

うような考え方で。それらを勘案しての法律案であるか。その点を一つ伺いたいと思います。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ主たる点が、株式市場の考慮を全然私わんでもございませぬが、又それを払った結果が、例えば原案でも、或いは四割となり一割五分となつておつたのでありまして、更にそれを市場の考慮を払つたものが或いは三割となり二割となつたものだと思います。併しなから、私どもとしては、それよりも根本の、日本の企業健全化ということを中心としておるのでありまして、従つて、それは全然今日の都合影響なしとはしません、株式市場に対する影響なしとはしません、これをやるのに欠くところがある、こういうふうには考へておりますので、これを今度は強行すると、こういうふうにした次第なんです。

○菊川孝夫君 次に、時期をもつと早くやるべきじゃなかつたかという点を私は思うのですがね。というのは、朝鮮特需で浮かれ立つておつたときに、これをやるべきじゃなかつたか。この際ちよつと元気がなくなつた、大分衰弱しかけたときにこれをやるというのは、時期的に大蔵大臣の判断は、今日を選んだというのは、どういふ判断からこの時期をお選びになつたか、これをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは菊川さんが言われるように少し遅れておる憾みが十分あります。日本としてはもつと早く行ふべきであつたとも考えますが、併しどうも経済界のことというものは、何と言いますか、おのず

からそこに一つの気運が出て参りませんとなく行へないものでありまして、従つて、第一次資産再評価を行なつたときには、あの当時まあ六分の課税をしていいというふうなことでやりました。ところが、第二次では、まあ併し課税はするが、支払いやすいようにこれを五カ年にしようというところが、ありまして、それでどうもこれでは徹底を欠いておるといふことから、今度のやり方によつて無税にするということに持つて参つて、そうしてその代りに、株式への組入れとか或いは配当に対する制限とかいうようなことをいたしまして処置しよう、こういうわけでありまして。これはお話のごとく、今から振返つて考えれば、もつと早くやつたほうがよかつたといふことは、私も実は同感なんです。

○菊川孝夫君 同感なら、今どきにやつて、今から遡つてやるわけにも行きませんが、さて今度は、あなたの財政演説の際に強調された、あなたの緊縮財政と、これと、やはり関連を持つて、あの緊縮財政を一つ強行される反面において、この資産再評価をやつて行く、これは一つ関連を以つてお考へになつておるのかどうか。この点を伺いたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは緊縮財政そのものと直接の関連は持つておりませぬけれども、併し日本の経済を健全化するという意味での関連ならば、これはその関連を持つておると考へるのであります。ただ日本で一番今まで欠点とされておつたのは、申すまでもなく、資産の再評価が行われな

かりもしないのに儲かつたとして配当したり、重役が賞手をとつておつたりして、安易なやり方のために、そのためにベースアップの因となつたりして、少しも健全な基礎が培われていなかった。やはりここにこういつた資産の再評価というものはつきりと打出せば、それ／＼の企業を、特に今度は考課等へ載せることになつておりましたから、どういふふうなその企業が現実に運営されておるかというところが、つきりわかるようになる。そういうことから、私どもは、どうしてもむしろ財政の緊縮或いは金融の引締め等で日本の国際収支の均衡を合致するといふことのみでなくて、こういう企業の健全化を図ることによつて生産品のコストを下げることに役立たせたい、こういう考へ方から出ておるものであることは、これはもう申すまでもないことなんです。従つて、これは今お話になつた通り遅れておる。もつと早くやればよかつた。これはその点同感であります。遅れておつても、なお、なざるに優る、こういう考へ方ではこれをやりたいと考へておる次第であります。

○菊川孝夫君 私のこれは本当に浅い、経験もない、実に見方は或いは間違つておるかも知れないけれども、僕らの見るところでは、今、大蔵大臣も御承知の通りに、中小企業は非常にうどん／＼と倒れて行つておる。率直に言つて火の消えたように問屋街なんかはなりつゝある。それから一面におきまして、もう不渡手形も出て来た。それから大企業でも、下請会社に対する支払等は、もう長期の、まさにこれは手形というよりも借用証書みたいな

式で支払われておる。こういう状態におきまして、まあ経済界はそういうふうになつて参りますれば、必然的に失業者も出て来るわけですが、従つて、日本経済は、率直に申しまして非常な危機と申しますか、一大転機に立たされておるわけでありまして。この際、こういう一つの又更に手術をやるわけですが、これは幸いにカンファレンス注射になれば任せられけれども、一歩を誤りますと、これは衰弱した病人に手術を施す、こういう結果になることを恐れるのですが、この点については、見通しを持つて、そういう心配はないのだ、これで以て大蔵省は健全化するのだ、而もこれで以て一応切替えられるし、一応健全化され得るものは、私は極く小部分の、今儲かつておる一流会社はそれによつていいかも知れないけれども、それ以下の中小企業者になりますならば、まさにこれはえらいことじゃないかと、こういうふうには私は思うのですがね。こういう点は見通しはどうですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ御承知のごとく、私もそういう見方をいたしておりませぬが、今お話になつた中小……余り中小には實際やのんでなくて、そのことはよく御承知の通り、中程度以上ですな。

○菊川孝夫君 わかつております。

○國務大臣(小笠原三九郎君) そこです、従つてどういふことは大蔵省は日本の経済のためにやつて行かなければならぬ。これは今菊川さんからお話をえす受けておつて、それでまあ誠に時期は少し遅れたという憾みはあるけれども、これはもうこの際やらなければ

いかんというところで決意をした次第なんです。大体私どもの自由党式の考へ方を言いますと、余り強制的にものをやらん、つまり自由の、任意にものをやるという建前で来て、それが第一次になり、第二次になつておつたわけなんです。それから今までやつたものの釣り合いというふうなものがある／＼考慮されて、例えば税について、六のものを五にしてとるか、支払の方法を緩和するという工夫をやつて来たことは、御承知の通りであります。併し今日としては、もうそれで行けない。というのは、多少こういう強制的な方法をとつても、これは日本経済のためにやらなければならぬと考えた次第でございます。

○菊川孝夫君 もう一つ、今度は金融面と関係があるじゃないかと思うのですが、これは成るほど資産再評価をやつて、資本金が増えるといふことになつても、それは多分、増資と

と、盛んに、五十円すれ／＼ぐらいたつ増資をやつて行こうというようにして、ところの株の値段でありながら、増資をやる。而も一流会社でもなか／＼増資がうま／＼行かないという例は、最近新聞でも言われておりますがね。特に神戸製鋼なんというのは典型的だと言つて攻撃を受けて批判されておるのだが、そういうのは暫く措くとして、個々の会社は暫く措くといひまして、とにかく自己資金の充実ということとから、増資、有償増資ということをや

非常に各企業も考え出してゐる。その矢先、更に株の数が殖えるということになりますと、その辺が非常に苦しくなる。一方で金融の引締めで締められるということになると、この脱み合せをどうお考えになつてゐるか。これ一つ。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ菊川さん御承知のように、会社の内容自体にも、何にも変りはないのであつて、内容をほつきり出すということだけの問題でありますから、私どもはこれは、内容にプラスするのでも、マイナスするのでもないの、従つてそれが増資の原因になるとか、或いは増資を妨げるというふうにはならないであらう、かように考えます。まあそれを個々の場合について言えば、或いはそういうことがあるかも知れませんが、ただこれは菊川さん御承知の通り、今は増資には時期が悪いときなんだと私は思います。今のような例で将来を律して行くわけには行かないと、かように考えております。

○菊川孝夫君 次に伺つておきたいのは、まあそういう私の今伺ひしたような観点から、各方面からこれはいろいろと陳情があつて、衆議院におきましては大蔵大臣も御承知のように修正がなされたと思つておりますが、この修正されたものと、あなたのほうの原案と、これはあなた個人としては、この修正によつて、受ける影響というもの、どのくらいの影響を及ぼすのであるか。あなたの最初の予定計画にどのくらいの影響を及ぼすものであるか。数字まであげて教えてもらわなくてもいいけれども、この影響をあなた

は、どういうふうに見込んでゐるか。この点を一つ伺つておきたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 大体から申しますと、原案でございますと、いつぞや御説明申上げました通り、千二百六十億くらいのものが組入れできるであらうと見ておつたものが、今度は大体六百億から六百五十億見当になるのじやないか。この修正によつて……今のあれで見ても、五百億くらい組入れができてゐることから見ると、修正案で殖えるのは百億か百五十億に止まるのじやないか。この点は、私どもは、併し百億でも百五十億でもできることが望ましい。一番望ましいのは、資産再評価すればこうなるのだと、公にするという点がこの法律では結果よりしていいのではないか。そうすると、この会社はどういう実体を持つてゐるのか、誰にもわかるようになりましますから、一番望ましいのであります。数字的に見たときには、このくらいの数字、ちよつとどなたからお叱りを受けたのだけれども、二割か三割くらいのものでないかと仰せになりましたが、そういう点はございまして、修正案より元の案が私どもはベターだと思つてゐる今なお変わりありません。変わりありませんけれども、これら今申上げたいろいろな点に長所もありませんので、漸進的だということで、この間こへ出られた自由党の委員は、まあその点で強く御説明になつたから、成るほどそういう考え方もあらう、自分の考え方で押してしまふわけにはいかんと、こう思つて、私どもは、漸進的には、ないよりは望ましいと、こう考へてゐる。これは菊川さんに極めて率直なことを申上げて相すまんと思ひ

ますが、私の考へてゐるのはそういうことです。

○小林政夫君 菊川君のに関連して、最初にちよつとそれを聞くのを忘れておりましたが、率直に考へて、賛否は別として、自由党の今度の修正案のようないことをやるならば、今おつしやつた公示するといふような点は別として、なにも難解な法律を作つて、むずかしいことをやらなくても、又、本来自由党政権の大蔵大臣としては、成るべく企業の自主性を尊重するという意味で、第三次再評価税を免税にするといふことで足りるんじゃないか。衆議院の修正通りだとすれば、こういう小むずかしい法律を作つて、企業に事務的な負担をかけなくても、ただそれだけの再評価税の減免措置だけで、十分目的を達するのじやないか。賛否は別として、どう考えられますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) まあ小林さんのお言葉だが、十分目的を達するかどうかわかりませんが、それは相対的なことを達するであらうと思ひます。併しまあお話のように、賛否は別としてとお話になつておりますから、私どもから申しますと、この問題は従来は自由にしておつた問題ですから、財界のほうにも一応話かけてみました。その当時、御記憶があると思ひますが、経済同友会などは強制的にやれといふことを言つて来ましたが、同友会は若い諸君が割合やつておられますから、いわば進歩的な意見が多いので、経済同連その他でもどうであらうかといふことで、そのほうにも話かけてみた。それでいろいろ意向をさぐりましたところ、もう今日の段階ではそれはやつてもらつて結構だといふの

が、実は原案のできたもとなんです。従つて、言い換へますと、減免だけで十分にやれるといふ小林先生のお言葉ですが、十分に相談した結果であるから、余り強い強制的なものではないので、個々の会社から見れば強い強制的な考え方があつたかも知れませんが、大体そういうような了解の下にやつた次第です。それで、先ほども申します通り、まあ漸進的にこれはやれといふ御修正に対しては、私としては、多少の不満がないでもございせんが、これは黨員として黨議に服して、そして漸進的な案で、それでもないよりは余ほどよからうと、こういうふうにか考へておる次第でございます。どうぞその点はよろしくお願いいたします。

○菊川孝夫君 先ほどの大臣のお答弁を伺つておりました、私は一歩前進と言ふか、ちよつと方針が変更になつたものだといふふうにかつきの答弁で受取つたのであります。次に考えられるのは、こうして一応一方においては資本構成の是正を行う、これは理窟としては一応成り立つと思ひます。次に考えられるのは、戦後の経済界の一番墮落と申しますか、非難の対象になつてゐる点が杜用族の跋扈で、これは戦後非常なものだと思ふ。従つて官庁へ何か品物を納入しよう或いは何かの入札を行おうとしても、正規の手続だけではなか／＼うまく行かない。いきおいいろいろの名目で交際費、運動費等をこれに使う、そうするとそれが習性になりまして、同業間の取引におきましても、やはりこういう運動をするものには必らずやういふものが付きものになつてゐる。そこへ杜用族、公用族の跋扈になつて、遂には政界に運動し

て國家の財政資金を利用してこれで金儲けをしようといふふうな發展して、政界との結びつきから今言われている汚職疑獄事件等になつてゐるわけでありまして、これらの消費するところの金は、見る人によりましては年間三千億くらいは無駄に使はれてゐるのではないかと考へておられますが、そのようないことは誰しも統計のとりようがないのでわかりませんが、相當むだ使ひされておるといふことは、キャパレーであるとか、或いは高級料理店、待合等が何よりも、戦後目立つて派手になり、立派な建物を持つようになつた。ここは誰をお客さんにしてゐるかといふと、今申上げたような運動をする場所としてこれが利用されてゐる。従つて自分の金でないのですから、遠慮なしに札びらを切る。それらは儲かるからど／＼家を建ててゐる。赤坂あたりは僕らはよくわかりませんけれども、戦前以上の水準に皆復興をして殷盛を極めておるといふことは、余りこれは企業の健全なる發展から見まして好ましいことではない。どう考へても……あなたもこのことは認めになつてゐるであらう、そこで第二の段階においてこれらについて一つメスを加えるといふことも、構想としてお考へになつてゐるか。これと関連して重大な関連を持つことになると思ふ。併しあなたのお考へでは、こういうことをやはり自然なか／＼儲からん、数字の上では資本に対する利益というものは殆んど減つて或いはなくなつても出て来るかも知れない。だからもうやういふやうなことも使わないうふうになるだらう。こういうふうにか考へておられるなら、なか／＼それで

は随性は断ち切れるものではないと思ふのでありますが、これらについてメスを加える構想をお持ちになつておるか。これらに重大な関係がありますので、伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは今お話の公用族、社用族等の非常な大きな弊害については私も遺憾千萬に思ひます。これは何としてもこういふことがあつてはならぬと思ふのでありますが、これは主なる原因は戦後のいろいろな秩序の欠けてゐる点もあつたのであります。税制が重くなつたといふ点が一番大きな点じやなかつたかといふふうにも考えられる。従つて例えば法人税にはかの事業税その他を合せると、相当大きな額に上つておるものがありまして、そこでどうせ税金に取られてしまふのだといふようなことも、これは菊川さんお聞き及びの通りであります。だから少し飲食しつしまえといふようなことで、弊害もあつたのであります。これはアメリカ力でも税が高からさういふ弊害が多いといふことを、さういふ話を向うでも言つておりました。アメリカからこちらへ来た世界銀行のドール氏一行も、法人税を引下げて資本の蓄積に資するようになつて、どうしても社用族が出て来るといふことを言つておられます。私もどもでれば法人税を引下げるとも順次やつて参りたい。そうすれば社用族が幾らかでも減つて来るであらうといふことを考へております。と同時に、さういふ税制の措置もこれはいろいろ考慮しなければならぬと考へておりますけれども、他方、又、交際費その他に対する課税も従来

相当問題になつておるのであります。が、今回はさういふ交際費の課税をするといふことにいたしたことは御承知の通りであります。それで幾らかでも税制の面からさういふ弊害を防ぎたいと思つておりますが、併し根本的にそれらに対する問題をどうするかといふことについては、やはり一つの面だけではこれはいけませんので、やはり根本になるものは国民の道義心の高揚に待つべきものである。併しさういふ客れ物があるのはいかんじやないかといふお話であるが、そこで先般も資金の規制に関する銀行局長からの通牒を出さして、さういふものに金を使つてはいかぬといふふうな、娯楽機関とかさういふ待合、料理屋、さういふものに金を出してはいかぬといふことを通牒を出してはおるわけでありまして、客れ物だけでも防いで行かうといふ考へでおるわけですが、根本的にどういふ対策が社用族、或いは公用族をなからしめるといふことになりましかういふと、会社としては社紀を刷新する、役所としてはいづゆる綱紀粛正をするといふこと、他方では、税制の措置によつてさういふ金を使わさぬようにさせる、又さういふことに対して課税をする、或いは又資本の蓄積を認めるといふことのほうが有利であるといふことをやらせる。そこで今申上げた客れ物、さういふた娯楽の設備、或いは建物に対する資金を、これは自主的に進めて行くといふことが現在考へられておると思ひます。不十分と思ひますが、どうもそれ以上何かさういふことをやればよいとお考へがあれば、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 さういふことをやればいいといふので、思ひつきなんです。が、五百万円以上の会社に対する交際費に対する措置が出ましたね、それを交際費の支出明細を必ず株主総会に報告させて、さうして公示させるということはどうですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 交際費につきましては、今度、御承知の如く財政法上の標準年度、その七割以上のものについては二分の一以上認めない。交際費は当然税務署が細かく調べておりますが、今お話になつた公表するといふことは全然触れておりません。或いはさういふことが一つの方法として頂きます。或る会社で七千万円も一年に交際費を使つた会社がある。その会社の資本金はと言つたら、二億円とか三億円といふ会社があつた例も聞いておるのでありますから、或いはさういふ公表をしたら一つの防禦方法になるのではないかと考へられますから、一つこれは十分私のほうでも検討したいと思ひます。

○菊川孝夫君 さういふ方法をとるといふことになれば、例えばこの間、入場税と遊興飲食税の場合に、私は遊興飲食税に先ず手をつけるべきじやないかといふことを言つたが、あなたはそれはなか／＼手をつけにくいと言つたけれども、何といつても、今の徴税能力と言ひますか、徴税構成と言つてはちよつと言ひ過ぎになるかも知れませんが、徴税能力においては、国税庁は一番だろつと思ひます。地方自治庁よりもしつかりしてゐると思ふ。一応公平にやり得ると思ふ。これらの遊興飲食税の国税移管といふことを私は考へ

られると思ひますが、そこで、一つの方法になるかも知れないが、今更これと並行して論議してゐる暇もありませんけれども、先ず官庁も大臣以下やり会議とかさういふようなものはすべてで得る限り官庁の会議室で行う。国会においても、会議は、会館等、いい会議室ができたのですから、これを利用するといふ習慣を、政府、国会等から率先して行つて行くようにしなければならぬのじやないか。会社にしても、その中で、同じ会議をやるにしてもそこをやる。さういふ習慣をできるだけつけて行かなければならぬと思ひますが、そんなことは今更この法律には関係がございせんから一つ省きまして、さて次に伺ひたいのは、これによつて極めて生産費がでるだけ安くなつて、さうして輸出を増進しようといふところが狙いだと思ふのですが、併し輸出を増進するといつたつて、買つてくれる先でありますから、大蔵大臣、今年下期においてどのくらいどの辺へどういふものを仕向けようといふことは、一応考へなければならぬと思ふ。ただ値段さえ安ければ買つてくれるといつたつて、どこも生産過剰になつて、市場の争奪戦になつておる、一番日本として狙わなければならぬ東南アジア方面も、フィリッピン等の賠償問題がああいうふうな状態だから、ここへ行つたつてむづかしい問題だと思ふのです。死力を挙げて輸出の増進に當らうとしたつて、どこへ向けてどういふものを一つうんとできる限り力を注ぐといふようなことを、重点的に考へになつておるところがあつたら、一つお聞かせ願ひたいと思ふのです。さうすれば、

そこに政府の方針がきまるとすれば、さういふところに一番率先して資産再評価も実施して、冗費の切りつめも行なつて、生産費のできるだけの低下をして、そこへ品物を売るようにする、政府の方針としてここに見通しがある、さういふものはどうしても有望だ、だからこれを一つ重点的に力を注ぎたいといふようなものがあるにやつたら、ただ輸出の増進だ、輸出の増進だといつたところで、それじやどこに力を注いで、これには政府としても一肌脱いで、資金の面、或いは在外公館との連絡の面においてもできるだけ一つ応援をするのだ、この辺に力を注ぐ、さういふ御方針があつたら、一つ大体見通しを持つことが、これは一番大きな問題だと思ふ。実に掛声ばかりで見るとさういふことは極めて非観的な見方をしておるのですけれどもね。大蔵大臣が割合に樂觀的に考へておられるので、さういふふうな構想を持つておるといふところを、大体の構想をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) まあ私もどつとは、勿論この国際収支の改善を圖つて、できるだけ、今まで三億一千三百万ドルにも二十八年度上つたような赤字をまあ本年は大体九千万ドルから一億、それも実行予算で成るべくそれをなくして参りたい。来年度はそれをなくさう、そして幾らかの黒字にでもしたい、さういふふうな考へです。それから、そこに政策の重点があるのですから、従つて日本の輸出に向けるべきものの価格が下つて国際競争力を持つことが一番考へられるわけでありまして、併しながら御承知のごとく

に、この輸出に向けられるものが競争力を持つのは、今その基礎産業である、例えば電力であるとか鉄であるとか、石炭であるとか、こういう種類のものが下つて参りませんと、なか／＼ものによつては下らんでも豊富になれたいものがあるのではありません。電力なんかそうではありません。例えば価格なんか見れば、これは豊富にさえなれば、電力料金が下らんでも実質料金が下つて参ります。そういう類のものがありませんが、これを先ず下げて行かなければならぬ、こういうふうな考えをするが、これは菊川さんも御承知のごとくに、大體経済界は皆それ／＼強い関連性を持つておりまして、これ一つを狙つてこれ一つを下げるということではなく／＼むずかしい。どれもこれも下つて行きませんという、例えばそれが自然と食糧でも仮に下つて来ると、これは一例ですが、食糧が下つて来るとすれば、これは全部の關係で、産業が、誰も労働者を使つておるので、すから、一樣に或る程度の下りが来ますけれども、只今のところ食糧というやうなものについてそう大きな値下りを見るわけに行きません。従つて各種の関連しておるもの産業がまあどの面でも下つて行くことは、幾らかずつ下つて来ることに、その産業にも若干の影響を及ぼすことになるので、それであらうところは輸出産業及びその基礎産業にあるのでありますが、ほかのものでもそれと若干の關係を持つて来る次第なので、値下りをして行くことは望ましい、こういうふうな私ども考へておるのであります。特に今お話をになりました社用族或いは公用族、こういうものがあつて、お話になつたよ

うな三千億とかそういうような金が使われておる。これはいづれ、コストに加わるのでしよう。そういうようなものが省かれることは非常に望ましい。そうすると料理屋なんかが繁昌しないということが結局コスト引下げのもとにもなると思へるので、ああいつたものが不景気だということは、これは或る意味で言へば望ましいことでもある、こういうふうにも考えられる。とにかく経済というやつは皆それ／＼関連を持つておりますから、広い意味で全体的に見てやはり物価の値下りということが、最後に國際収支の改善、こういうことに役立つて行くと、こういうふうな考へております。

○菊川孝夫君 次にこの法律と直接に關係のないこともしれませんけれども、やはり密接な關係があると思ひますので尋ねておきたいと思ひます。何かことが起きると、すぐ財界方面でも、まあ一部かもしれないけれども、為替レートの問題をすぐ改訂するやうな動きと言ひますが、運動は起きておると思ひますが、そこで今の三百六十円レートの実勢力を大臣がどのくらいに把握しておるか。だからしてこの三百六十円に合わせようとするのか、それとも実勢力に合わせようとするのか、やはり一つは考慮しておられるのか。実勢力はやはり三百六十円十分あると、こういうふうな認めておるか、それとも、むしろはちよつとこれは三百六十円、大蔵大臣はここで幾ら三百六十円の力を持つておると言へても、ちよつと信用できないのです。率直に言つて三百六十円がちよつと今のところは無理だ。併しこいつに合わせるようにすると、こういうのが

目標なんであるか。それとも時期を見つて実勢力のうちにまでは考へておるか。この点が先ほど何かという頭をもたげて来るのですが、この法律案が通つた際には、やがては次にそういうことも考へておられるのか、これをお伺ひしたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは現内閣としては、昨年の秋、通貨価値の維持、言い換へれば一ドル三百六十円ということの維持をあらゆる政策の中心として行く。こういうことに閣議決定を経て、爾來その方針の下に、或いは財政の緊縮、金融の引締め、外貨予算の編成、更に税制に関する措置、こういうものを講じた次第でありますので、私どもは三百六十円を変更する意思を持ちませんし、又今後ともさうなことは絶対いたさない所存であります。

ただ実勢についてのお話であります。日本は現在為替管理の下に、私どもが全部の輸出入為替をやつておまして、その実勢はそれの外に出ておるものについての話でありますから、これはどうも政府の言明ができないのであります。これは政府としては、これはどう仰せになつても、仮にそれが四百円、四百二十円になつたといふことになると、これは大変な問題になると思つたので、私はやはり大蔵省にとどまつておる以上は三百六十円、ただそれが少し重く考へられるので、従つて私どもとしてはあらゆる政策を早く輸出入の貿易改善に持つて参らなければならぬ。これがためにあらゆる努力をしておる。こういう次第でございます。

○小林政夫君 ここに提案されている法案によると、第四章の雜則で「再評価実施状況の公示」と、第三十五条以下、その会社に再評価実施状況の公示義務を負わしておる。これは五百万円以上の会社に公示義務を負わしてあるわけですが、この中で同族会社を除くといふことはいいでしよう。

一体、主税局から考へて、いろいろ同族会社と、こういう問題については、同族会社といふものを一般に非同族会社と區別して考へて今日まで来ておる。その考へ方と、この公示義務を、再評価実施状況の公示の義務を同族会社にも与えるといふことの考へ方は、主税局としてはどう勘切つておられますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 主税局としての考へ方といたしましては、こういうふうな考へて参りました。再評価を強制するといふは、促進するたために、いろいろ措置を講じて参つておる。こういう關係におきましては、同族会社、非同族会社、同じようにやつて行きたい。従ひまして、再評価税の軽減のような場合におきましては、同族会社、非同族会社、同じように、一定の条件を備へますれば、強制もいたしますし、それから同時に又負ける、負けるといふのは語弊があるかも知れませんが、再評価税を免除し、軽減することにおきましては、同族会社、非同族会社を同じように扱つて行く。従ひまして、再評価關係に関する限りにおきましては、公示關係も、同族会社、非同族会社を同じように扱つて行く。ただ問題として、我々が同族会社、非同族会社を區別しましたのは、その再評価する積立金の資本組入、この關係は、どうも同族会社にお

きましては資本組入することを強制すること自身もどうか。それから又強制といひましても、配当制限の關係になつて、直接的な強制ではありません。同時に税の負担を軽減することもある。従ひまして、問題が二つあると思ひますが、一つは再評価を強制する面、一つはその再評価積立金を資本組入に導いて行くためには間接的な強制の手段をとる面、それと対応しまして税を軽減する面、前のほうにつきましては、同族会社、非同族会社、或いは個人におきまして、同じように、再評価の点につきましては、同じ条件を具備すれば、これは個人の事業資産についても再評価税は軽減する。この面においては、同族会社、非同族会社を區別することは考へる必要もないし、考へるべきでもない。再評価積立金の資本組入といふことにつきましては、同族会社は少し事情が違ひます。従ひまして、その面につきましては間接的な強制の面は同族会社を除く、この法律においても除くと同時に、措置法におきまして特別に軽減することはしない、こういうやうな考へ方で適當ではないか。こういう考へ方で一応我々のほうの考へ方は勘切つたつもりでございます。

○小林政夫君 その点は、成るほど原案は四割資本組入、衆議院修正は三割で、資本組入は同族会社についてはやらない。従つて一方組入れたものに対する五分の配当を経費に算入するといふことも同族会社にはやらない、その点だけは勘切つてゐる。最近、私は別の考へ方を持つに至つたのは、一体あの税法審査のときにも、そういう点はあなた自身からお話があつたけれど

○政府委員（渡辺喜久造君） 再評価の問題、それから資本充実の問題、同じ資本充実の場合におきましても、外部か

Eの口座に移るだけで、実質的にはプラスはないわけですが、ただいろいろ議論を伺つて参りますと、とにかく払込資本を小さくして行く、配当の率が高いというところに、経営が割合にイージーになつてゐる。いろいろ労働攻勢なんかに対する場合も、その会社の姿が歪められた姿で見られるというきらいがある。従つてこれは払込資本も相当に殖やすべきだ、これはこの組入強制の問題、間接強制でございますが、出て来るわけでございますして、そういうふうに考えて参りますと、外部から資本をつた場合には、我々は二つの効果がある。このほうは一つの効果しかないと言えば大体半分くらいじゃないかというところで、その場合に考えられますのは、同族会社の場合においては、配当も割算するとかいう問題は余り頭にならない。まあ同時に片方で以て積立が非常に多い場合においては、これは昔からの觀念から出てゐるわけですが、むしろ加算金的な税金を課税して行く、こういうようなことまで考えて参りますと、どうもこの分について同族会社の五分を認めるのはおかしいんじゃないかというのが、前回御説明申上げておるところです。再評価につきましては、できるだけ再評価をし、償却をたくさんしてもらう。これは会社の内容が充実するゆゑんである。この点については、非同族会社であらうが同族会社であらうが、更には個人の企業経営であらうが、同じ意味を持つわけで、又その意味においてこれは同族会社、非同族会社を区別する理由はなく、同時に、一定の条件を備えて頂ければ、例えば八割以上再評価するといったような、限度八割以上再

評価するとかいつたような一定の条件を備えて頂ければ、これは同族会社、非同族会社にかかわらず、一応免除し、或いは軽減する、こういうふうな考え方。それで只今お話になりました片方の三をまけるものと、向うの五と、大体つき合うじやないかというお話、これはそういうつき合う会社もあり、つき合わない会社もあるというふうなに我々は考えております。と申し上げますのは、過去において、一次、二次、これは内容的には同じものでございます。限度一ぱいやつて来ている会社はすでに納めているので、第三次の関係だけを今度やつた場合に、それが軽減になるか免除になるか、新らしくやるという会社においてたま／＼そういう片方の組入の問題と結びきますと、そういう問題ができる、こういうわけで、お説のように丁度それがつき合う場合もありましようが、それもやはり過去の第一次、第二次の再評価の仕方によつて相当違うのではないかと思ひます。従つてたま／＼そういうつき合う会社もあるかと思ひますが、併し考え方として、業者に是非そこに因果関係を、因縁を認めて、何か一つのバランスをとるべきだというふうな結論になるとは、我々はこの問題においては思つておりません。

○小林政夫君 前のもう一次、二次の税は払つてしまつたものとしてどうするかという、そこまで上れば、今度の一次、二次分を二分の一にするということもおかしくなるので、同族会社等について、何によらず、既往の納入済

みの税金を引合ひに出すことはおかしいので、要するに今度から一次、二次分に相当するものは三%の再評価税にすると、こういうわけなんです。これに勿論私も言つたように、会社によつて今の再評価積立金の資本組入れ分、五分の配当の損金算入による法人税の減税と正確に見合ふところもある、見合ふんところもあることは事実で、一度それがそういう観点から行くと、一次二次分に相当する三%の再評価税の軽減に当るといふ考え方は結びつけて考へ得ると思うのです。そういう観点から行けば、今までのあの租税特別措置法を審議した、今あなたから説明があつた同族会社についての五%の配当を損金算入にしなくてもいいという理由だけでは、公平を失ふるのじやないか。で、私はここにこの公示義務まで同族会社に負わしての再評価の強制と、いうことをやる必要がある、こういうことであつて、できるだけそれには今の税負担等を軽減してまでもやらせよう、こういうことなんだから、この際、そつちのほうをもう一遍考え直してみる必要があるのではないか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結局前に申上げたことの繰返しになつて恐縮でございますが、公示義務の問題は再評価のほうの關係でございまして、いわゆる強制再評価の關係でございまして、間接強制ではあります、いわゆる強制組入の問題、このほうには公示義務は關係ないわけでございます。それで公示義務を課するというのは、結局再評価をできるだけやつて頂きたい。こういう意味における關係でございまして、従いましてその關係における再評価税につきましては、一定の

条件を備えていれば、同族会社でありましようとも、非同族会社でありましようとも、同じように扱おうと、こういう考え方でございませう。ちよつとその間事情も違ひますし、一応考え方としてはそうそこには不公平があるといふうには我々は考へておりません。

○小林政夫君 資本組入を同族会社に強制しないといふことは、私も十分承知してゐるのです。それが今の五分を損金に算入しないといふことに關連して、同族会社だけは資本組入を強制してないといふことは、この法案審議の際にもはつきり指摘して言つてあることであつて、私も十分承知してゐる。おいての話です。公示義務といふのは、資産を再評価したかどうか、償却はやつておるかどうか、こういうことの意味で、再評価を奨励する意味なんので、再評価を奨励する意味であるので、再評価を奨励するの、今の第三次再評価では減税をし、一次、二次分は半分にする、こういうことをやつておるので、再評価による負担を軽減しめる措置なんだから、そうすると、一方の、同族会社だから資本に組入れても組入れないでも同じことだ、こういうことだけれども、資本組入したものの五分の配当が経費に算入されるということになれば、余計再評価自体も促進できると、こう思ふのです。税負担が軽減になる……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 税を軽減することが資本の充實になるといふことはあると思ひますが、併し一応ここで考へておきますのは、繰返すことになつてどうも恐縮でございませうが、再評価は、同族会社、非同族会社ともに強制する、併しそれについての關係

におきましては、再評価税において、同族会社、非同族会社同じように軽減する、これで一応まあ筋が通つてゐるんじやないかといふふうに私は思ひます。

○小林政夫君 もう一遍最後に言つておきますが、大抵租税特別措置法自体において、同族会社を外すこと自体が、政府部内においても相当問題になつたはずなんです。それで我々も問題にした。それで更に今度はこれによつてもう一つ理由が殖えたのではない。同族会社を除く必要がない。こういう理由がプラスされたと思つておられます。それでも一遍蒸し返してつて大蔵大臣も考慮するといふことを言われておるが、一応よく大臣と相談して再考を願ひたいと思ひます。時間の關係がありますから一応……、又あとで聞きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 もう大蔵大臣が歸る時間だから一点だけ大臣に聞かうが、強制再評価、強制組入をやらせなければならぬ。法律で以てこんなことをやらなければならぬといふことは、企業として本當ならこんなことを言われなくて自主的にやつて行く、いいものなら、なぜ自主的にやれないか。こうして罰則まで附してやらなければならぬといふことを、あなたはなぜこんなことをしななければならぬと擲んでおるか。これをばつきりしておいてもらひたい。本當なら、こうまで法律で強制して、そして而もこんな率をどうのこうのと言つて国会で論じなければならぬといふのはおかしいので、自分の企業を健全に發展して行こうとすれば、自主的に、こんなことを言われなくて

もやつておるといふのが当り前だと思ふが、それをやらなければならぬといふのは一つの理由があるわけなんです。あなたもなぜこんなことをやらなければならぬと考へるか。私は私なりにこれを擲んでおるのです。大臣はどういうふうに擲んでおるか、正確に答へして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) この点につきましましては、これは菊川さんもよく御承知だが、自分のところはやろうと思つても同業の会社がいろいろあります。同じ業を営んでゐる会社、それらと一緒にいゝといふやうに、いろいろあるといふやうな問題が、特に経済界にいろいろあることは、あなたも御承知の通りです。従ひまして、私も今まで第一次、第二次でやれないのが、ここで踏切りをつけてやらすのには、さつき言つた、根本は日本の経済の健全といふことなんです。踏切りをつけてやらすのをやらすのには、強い意味の強制ではありませうが、併しそれをやらすといふことではないとやれないので、それで先ほどもあなたの御答へに申したように、私も連、或いは経済同友会、いろいろ話をして、聞きまして、それでやつた次第で、これをやるのが、最も円滑、円滑に経済健全化を進めるのに役立つ、こういう結論から出した次第です。これはあなたも御承知ですが、自分はやりたくても、どうもよそのいろ／＼な業者が……非常にはつきり出てゐるのが紡績会社その他にございませう。そこでどうしてもこれをやつてやらないと、やりたい人もやれないといつたよ

うな關係もありますので、こういうふうな關係も考慮した次第であります。

○菊川孝夫君 それではもう一点。戦前にございましては、これは普通だと思ふのですが、俺のところは資本金どれだけだといふので、資本金の多いのを誇つたものです。十億の会社の社長より、俺は二十億の会社の社長であるといふわけで、戦前においては誇つたところが今度戦後においては、それを強制的な看板を以てしなければ、みずからやり得ないといふところは、一つの日本の経済の弱点がなければならぬと思ふのです。本當なら一億の会社として出るよりも、対外信用から言つても二億の会社、資本金二億だと言つておつたほうがいいのが常識です。極めて幼稚な常識だと思ふ。それにもかかわらず、それを踏切り得ないといふところは、私はもつと何か理由がなければならぬと思ふのです。この点は、やつぱり株の値段にすぐ影響して来ると思へてやれないのじやないかと思ふのですが、そこをどう……あなたはどういうふうに言われたけれども。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは事實的には別に變りはないことなんですけれども、これは私も考へて見ると、やはり経営者としての立場で見ると配当率の問題、それから株価の問題、それからいろいろの点が考慮されます。内容にはこれは變りないわけなんですけれども、そういう点があつて、これはその人の、経営者の頭の置き方といふこともございませう。それが置かれるために日本経済の健全化を妨げてはどうかと思ふので、それでこ

ういうふうな私どもが取上げた次第なんです。

○菊川孝夫君 まあそれでいいです。

○小林政夫君 衆議院の修正案について、経団連及び同友会、証券界の参考人としての意見を聴取したいと思ひますので……。

○委員長(大矢半次郎君) 理事会で御相談いたしました。暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(大矢半次郎君) 休憩前に引き続きまして會議を開きます。

この際お諮りいたします。休憩前の委員会における小林委員の要求による理事会の中合せに基き、明日午前十時より、企業資本充實のための資産再評価等の特別措置法案について、参考人より意見を聞くことにいたしたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

なお参考人の人選につきましては委員長に御一任願ひたいと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 企業資本充實のための資産再評価等の特別措置法案を議題といたしました。質疑を行います。

○菊川孝夫君 逐條的に小林委員が大分おやりになりましたので、私、疑問の点だけをつまみ出して一つお尋ねしたいと思ひます。

第一条の「あわせて必要な減価償却を行はせよ」といふのですが、減価償却も行えぬような事態にだん／＼なりつ

うふうな意味を以て、ここに再評価法

る。再評価ということの適用がある。こういう趣旨が書いてある。「原則的適用」というのは、これは第三条の内容を簡単に標題を付けるので、そういう意味を現わす意味で書いたのですが、ちよつと文章といふか、表現が、やや、まあこねない感もあるかも知れませんが、そういう意味でございませう。

○菊川孝夫君 それから強制組入れを行わしめる対象の会社の資本金ですが、五千万円以上ということなんです、この五千万円に切られた理由が一つ。今は、五千万円ということになると、先ほどもちよつと話をしておつたのですが、日本銀行が資本金五千万円だといふのです。だから現在の資本金だけで考えると、非常に国民資産なんかのたくさんある会社でも、五千万円以下というものがあつたんじゃないか。日本銀行が五千万円、株の値段が一千万円くらいしている。これは極端な例外を申上げておるのですが、五千万円ということに限定して、こういう資産再評価をしようとする、させようとする場合、なぜ五千万円ということに切つたのか、ここを説明して頂きたいと思つたのですが、そういう今調べたところの、それ以下の会社ではまず、これに適用するというのはない、こういう判断からこれをお切りになつたのか。この頃、資産再評価が第一次、第二次と行われました結果、これ以下のものは問題にするようなものはないと、こういう調査の結果切られたんだと、こういうのだつたら話はわかると思つたのですがね。

つちり五千万円でなければならぬと、こういう計算があるわけではありませんが、大体小さな法人、余り大勢から見て影響のないものにつぎましてまで一々強制しようなどところまでする必要はないのじやないか。大体資本金五千万円以上の法人が千四百三十三ほどあるわけでありまして、その五千万円以上の法人が持つております財産を見ますと、大体、全体の法人の減価償却資産の八割二分程度になる。それくらゐのものが、この千四百三十三社を抑えることによりまして強制の対象に入つて来るわけでありませう。まずまず実質的にこの程度まで強制すれば十分である。こういう意味から五千万円ということにきめたわけでありませう。なお五千万円以下の資本金でありまして、この法律にございませうに、勿論三千万円以上のものにつぎましては、資産の再評価限度額の合計額が一億円以上であれば、三千万円以上のものにつぎましてはやはりこの法律の対象に入つて来る。資本金三千万円に達しないもので、若し資産が非常に大きいものがあるとしても、ちよつとその点は外れるわけでありませうが、万が一、仮にありまして、大勢から見ても大したことはないだらうというように考える次第であります。

○菊川孝夫君 それから陳腐化資産についてですけれども、陳腐化資産といふのは、場合によつては、都合のいいときにはこれを陳腐化したと言つてしまえば、どれでも相当、戦前のものについては、少くとも設備は、戦後は異常な近代化が諸外国に行われております。で、日本におきましては、どの設備にいたしましても、戦前のものは一応アメリカから見ました場合、殆んど三十年の後進だと今言われておりますが、戦後、戦中に長い間外国から隔離されておる。こういう関係から、いろいろアメリカから見ると、日本の技術は三十年遅れてゐるといわれているのであります。従いまして陳腐化といふのは、戦前の設備は殆んど陳腐化、これは建物であるとか、こういうものは別ですけれども、機械類、工場設備等につぎましては、大体において陳腐化したといつてもまあ言い過ぎじやない。それから特に戦争中に軍から強制されて急速にこしらへた工場設備等についても言い得ることだと思つたのですが、従いまして陳腐化ということに認めるということになりますと、殆んど戦前のものは陳腐化だと言へば言えると思つたのです。これらのどの程度で陳腐化であるか、陳腐化でないかという判定が、あなた方のこの判定は、若しこれは陳腐化であると申請された場合に、一体どういふふうにして判定をしようとしておられるか、伺つておきたい。

○政府委員(阪田泰二君) まあ陳腐化といふことにつぎましては、非常に陳腐化でないといふような限界をきめるのはむづかしい問題であります。従来再評価の關係におきましては、陳腐化につぎましては、いろ／＼と、期限といふ規定を、まあ省令等でどういふものを陳腐化と認めるかといふような場合もきめてゐるわけですが、これもなか／＼實際問題に當つてみないとむづかしいと思ひます。ただおつしや

るように、戦前の資産はすべて陳腐化である、こういうふうにはやはり一概には言えないと思つたのであります。戦前の資産でありまして、お示しの通りに、戦中で粗製濫造した工作機械の設備のようなものでありますと、か、そういうものでございませうと、これは、はつきり陳腐化といふような事実も認められるものもあるかと思ひますが、まあこういうものは、何といふんですか、再評価して、機械的に再評価の基準で時価を、再評価の限度額を割出しますと、その金額が時価に較べて非常に高いものになるといふようなことから、まあ大体陳腐化いたしておるという事実もはつきりつかめると思つたのであります。そういうふうな、特別なものを除きまして、全面的に何でも古い機械は陳腐化である、こういうふうには一概に言えないのじやないかと思つたのであります。

○菊川孝夫君 私の申上げるのは、例えば鐵道をこしらへる会社で、一時間この工場では、これはその設備にもよるだらうけれども、これだけの電力を、動力を使つてやる場合には、一日当りに何箱できる。これをアメリカの鐵道会社と日本の鐵道会社を比べましたときに、向うとこつちでは、殆んど距離にして三十年向うは進んでゐると言つて威張つてゐるらしいが、それは別といたしまして、一体そのアメリカの設備等を標準において考えた場合には、そんな古い機械を使つてゐるから、とも言えるわけだ。だから、そういうのは殆んど陳腐化だと言つてしまつて、もう捨てしまつて、新しくしなければ駄目だ。即ち耐用年数はあるが、国税局で定めたところの耐用年数はあるけれども、そんなものを使つてゐるからこそこれは日本の生産費が高つくのだといふことを、一面において盛んに言われているわけで、最近に川崎製鉄なんか新しい設備を盛んに入れて、競争に耐えようとして努力していると言われているけれども、そうなるてこそはじめて国際競争に耐え得ると思つたので、到底私が先ほど言つたような戦前の設備なんかこれは陳腐化だ、これは向うのアメリカなりイギリスなりドイツなりの設備と比べてみたら、これを再評価して、今の時価に見積つてみたところでもつたらんといふ機械も、私は相当あるのじやないかと思つたのですが、今の戦前の機械にしたつて、何にしたつて、そういうものを陳腐化と言ひ得ると思つたが、そういうもののまであなたの方では陳腐化資産として取扱おうとしておられるのじやないか。使ひものになるものは一応使ひ物としておると、こういうふうな考へてゐるのか。その陳腐化といふことはどうもよく僕らはわからぬのですが、その筋をどこに引こうとするか、その限界は……、それを聞いてゐるので

新設会社といいますが、或いは戦後最近に至つて非常に拡張した会社というようなものがこれに當つて来るのじやないかというふうな考えます。

○菊川孝夫君　戦前からあるような会社におきましては割合にこういうことにならなかつた。戦後最近に至つては、戦前に

はな。の。で。戦。後。の。と。い。う。の。な。ら。は。新。興。産。業。と。申。し。ま。す。か。特。に。化。纖。なん。か。は。こ。れ。は。戦。後。の。設。備。が。多。い。と。思。い。ま。す。紡。績。業。に。比。べ。ま。し。て。化。纖。あ。た。り。は。……。化。纖。あ。た。り。は。大。体。み。ん。な。こ。の。

織事業なんかは、ビニロンであるとか、ナイロンなんというものは、これら皆最近のものなんだ。そういうものはみんな……。大体化織事業なんかはこれに限る……。これと重なりながら労働者が

だろうし、先ほどもお話があつたように、えらい陳腐化を持っているようなものでなければ、これは入らん。ところが化繊なんかは戦後盛んに工場拡張

○説明員(高橋俊英君) これは化粧について私たちも、今おつしやられました

たことが事実であるかどうか……。新しく拡張したことは事実ですが、そのウエイトですね。全資産に対するウエイトがどうであるかということによつて変つて来ると思いますが、一般に申

と綿を通じまして、第一次、第二次の再評価の場合も非常に成績がよかつたのであります。減価償却資産については、第一次限度の九二、三%やつてい

ると思ひます。ですから、極く些細なものについては事務上面倒だからやらなかつたというだけでありまして、昭

和二十四年末までに取得しておいた資産につきましての再評価の実績というものは非常に高いのであります。その後、四、五、六年においても、やはり或る程度の増設増強をやっておりますのであります。第三次の限度は、第一次の限度に対して、物価指数として五割高の指数を使っておりますけれども、これを総合してみますと、繊維工業についてはすでに限度額の八割に達しているというものがかなり實際にはあるのじやないかと思ひますが、ところが今回の実際の例をみますと、繊維工業はもと／＼限度額が低いと嘆いておるほうなんです。今度の第三次限度に対しても九八、九〇％まで再評価を実施する向きが非常に多いというのを聞いております。ですから、すでにやらなくても八割に達しているものがあるのだけれども、限度が何しろ低いといつていろいろいすから、できるだけたくさんやるといふような実情であるわけでありまして。

○小林政夫君 今度のこの法案で、第三十三条で固定資産税の課税標準に特例を設けることにしておりますが、その中で、二十八年度中にすでに第三次再評価をやつてしまつたもの、これが二十九年度はその再評価後の簿価が基準となつて固定資産税をかける。そして三十年、三十一、三十二年は、まあ簡単に言えば第三次再評価前の簿価で課税される。従つて非常に再評価に積極的であつて、この法案の趣旨に副うた優良会社が、固定資産税においてちよつとでこぼこができるわけですね。そこで、その二十八年度中に再評価をやつたものは、二十九、三十一年、三十二年間を、再評価

前の評価額を基準として固定資産税をかける、こういうふうにするのが当り前じやないか。この原案にありますが、第三十三条の様式で行くのは、二十九年度に第三次再評価をやるのはこれだといふかと思つておるんですが、事實さういふふうにする場合において、すでに二十九年度の固定資産税収は、もう二十八年度中に再評価をやつた法人については一法人のみならず個人についてもさういふことで財政需要を見積つておる。従つて地方財政計画の中にはその評価額になつたものに対する固定資産税というものを織込んであつて、今更これをさういふふうに変えてもらつては事務的に困るといふような面がありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政計画の面で行くといふことになつて参りますと、償却資産総体について計算をいたしておりますし、又新規取得の償却資産もございまして、さういふものも一応資金計画等から推定をいたしまして算定をいたしておるわけでありませんで、その面からはとやかくいふべきものではないかも知れませんで、併しながら、勿論さういふことも予想いたしまして、全体的に、地方財政計画上、固定資産税の収入額を見込んでおりますので、その面からはやはり御指摘のようにお答えをせざるを得ないと思ひます。

○小林政夫君 それは一応理論的といひますが、現実的には当然さういふことになるんですね。併しこれは非常に優良会社といふか、二十八年度中に償却をやつたほうから、割合に強いさうい

う要望もあるわけです。それで、直せば著しく事務的に困りますか、地方庁としては。

○政府委員(奥野誠亮君) 総額においては数億の金額でありますけれども、当該市町村に与える打撃といふものはかなり大きいものであらうといふふうにしてあります。事務的な問題から申上げますと、償却資産の所有者が申告いたしました評価額を市町村が決定いたしますが三月一日から三月二十日までであります。そして異議の申立をするのであります。三月一日から三月三十日までであります。従いまして、評価の決定は済んでおります。四月に第一期の調整が行われまして、七月が第二期目になつております。この通り行なつておりますところにおきましては、やはり相当の混乱が起きて参るといふふうに存じます。

○菊川孝夫君 次に、この再評価を行つて資本組入れを強制的にやつた場合に、株式の数は総体的に今の株数と比べて何パーセントぐらいか。これは非常に一々に當つてみてむづかしい問題ですが、上場株について——少くとも東京証券取引所の上場引所の上場株については何パーセントぐらいの株数増加を来たすであらう、といふことは、あなたのほうで測定はしてあるだらうと思ひますが、お伺いしておきます。

○説明員(高橋俊英君) 私のほうで計算をしたところによりますれば、五千万円以上の会社だけとらえてみた場合に、その資本金額が概ね四千五百億円ぐらい。全部が上場会社とばかりは申されませんが、中には非上場も相当含まれておりますが、それらを通じて、その組入れ額が昭和三十三年三月までの間に概ね千二、三百億、この間、千二百六十億といふ計算を申上げました。が、さういふ数字が出ておるんです。で、これから推定いたしました大体三割——上場会社、非上場会社が同じようにならうと思ひます。株数の増加は無償交付のみによつて約三割の増加を来たすであらう、かように大ざつぱなところとしては三割といふ数字を考えております。

○菊川孝夫君 その三割の増加によりまして株式市場を圧迫することが考えられると思ふんですね。三割のなんで圧迫する……さうして今は非常に市況が悪い。そこへ持つて来てまあ三割の増加の間に三割ふえるといふことになれば、ますますこれを圧迫するといふことになつて、非常に有償増資といふことは困難になつて来る。ところが各企業は有償増資をやらないと、借入金じややつて行けないところから、有償増資をしたい。ところがそれがますます困難になつて来るんじゃないか。さう思ふんですが、それとの兼ね合いをあなたのほうも考慮しておられるか。この見通しをどういふふうに立てておられるか……。

○説明員(高橋俊英君) その点は非常に私どもとしては考慮したつもりなんです。実際のところを申しますれば、現在やつておる配当の如何にかかわらず、それ／＼積立金の四割を資本に組入れるといふことを一律に強制するのが本当は本筋だらうと思ふのです。一

律に強制することによつて初めてそれだけの会社が実際に使つてゐる資産、資本と申上げたほうがよろしいですが、それに対してどの程度の収益力があり、且つ配当力があるかという実態が明らかにされる。だから全部の会社に強制するのが本筋であらうと、私はさう思ふのです。且つ又一部財界のかたの一部に置かれても、さういふ一定率以上の配当をしておるところだけ強制するといふのは筋が立たん、全部に強制したほうがいいじやないかという意見を言つておられるかたもございませう。私はその点が筋だと思ふのです。併しさういふことは、現に一割或いはせいぜい一割二、三分しか配当してない会社が、つまりその程度しか配当のできない会社が無償交付をやれば、大体電力会社を除きますと一対〇・六或いは〇・七ぐらいの割当になるのですが、それだけやりますと、配当率が八分だとか、場合によつては五分だとかいふことが、起るわけですね。これではちよつとおかしいんじゃないか。配当率五分というのは実例はございませんで、現在は、一割の次は直ちに無配なんです。さういふ事情でございませうから、結局において無配の会社が非常に繰出する、一律にやれば、そこで、それらは影響を及ぼさないようにしたいといふ考えなんです。それから又、全体として四十億以上の組入れをするといふことは余りにもドラスティックで、急激過ぎるというところから、三年後の平均配当率は恐らく一割五分を超えないであらうといふことを見通しまして、一割五分を超える配当を継続し、更にその後三年間は一割五分を超えない配当をしようといふ会社だけは

組入れを四割やつてもらいたいということにしたわけだ。その結果千二、三百億程度にとどまるような、非常に不徹底な案になつておる。はつきり申しまして私はこの案は、これでも非常に不徹底だと思ひますが、いわゆる高率配当とか何とかが問題がさういう三割とか四割とかいう配当をさしてゐるところから、それらのものをなくしてしまふということができれば目的は達せられる。実力はそれほど高い配当余力はないんだということをみんなに認識させるということが必要であるという考えて、こういう方法をとつたわけですが、一方、有償増資との関連で申しますと、二十八年度中の払込金の総額は一年間に千九百億を超えております。これは中に銀行の増資が四月、五月にずれだつてたくさんございまして、特別多いのですが、そこで、私も、極く平常な状態を予想すれば、まあ一年間に千二百億或いは非常に調子がよければ千五百億というふうな有償増資は可能であらう。これを三年間ということにしますと、今の資本金と同程度に達するわけでございますが、まあそこまでは行かないでしよう。併し外部から、つまり株主等から資金を吸収するところの有償増資、と共に、非常に高率であつて有償増資の必要もないというふうな会社は無償交付を強制することによつて、いわゆる適正なる資本金の下に適正なる収益率と配当率を出して行くという狙いは、おおむねこの三年間の間に、実際は両方とも併せてやることによつて片付くんじやないか。併し有償増資は私どもとすれば強制することはできません。それはもうおかしな話ですか

ら、随意に任せるわけですが、大体両者を併せて、今の資本金と同額或いはそれ以上のものが資本金の増加としてこの三年間の間に実現するんじやないか。その後の増資を心配される向きがあるわけだ。これは三年後になりまして、その後の有償増資が必要でないというところはないのですから……私どもは先ず三年間の問題が非常に大事であるというふうな考へるわけでありまして、その間において抱合せ等の方法によつて約四千億近い有償増資の見込額に対して、千二、三百億程度の無償交付は、さほどそれがなかつた場合と比べて非常に大きな株式市場に対する特別な圧迫となつて現われるということはないんじやないか。そういうことを願ふよりも、我々の狙つておるところの資本組入れを強制することによる狙いが実現することが、より大事ではないか。どちらにしましても、任意に放置しても或る程度は組入れられるわけですから、それが会社別に少し違つて来るというだけなんです。さういふように考へております。

○菊川孝夫君 それで僕は聞き出した点は、まあ別の角度から聞きたいのは、さうすると、今、今度衆議院で修正したら二割ということになつたのだ、これに該当するような会社というものは、これに該当するような会社というものは、これは放つておいても自然になつて行くだろうと思ふ。これを殊更やつてみたところで非常に……だから大きく大上段に振りかぶつて、こういうふうな目的で……わが国の経済の正常な運営と発展に資することを目的とする。と大上段にかぶつた以上は、荒療治として、徹底して、大会社であらうと何であらうと、とにかくやらせるといふふうに、大会社ならばなお更やつておかなければ、つまりよくなつて来ると配当するといふのじやなくて、やらなきやならん問題だ。特にここで言つておきたいのは、例えば先ほどもちよつと懇談の際に申上げておいたが、八幡製鉄とか富士製鉄なんというのはいふやうな実情だ。にもかかわらず、今度は政党政献金、というの政治資金規正法によつての……御覧なさい、どこへでも、どここの政党内でも八幡や富士製鉄ひとりだけで……出している。そんな金があるなら先ず社内……さういふ株じやないんだ、今の社内の状態から言ふならば、株の値段もあんな状態、それにもかかわらずやつておるわけだ。こういうふうなものには一つやらして思ひ知らせるということも必要じゃないかと思ふ。ところが優秀な一流会社になつて来たら、何団体、いわゆる何々協会とか何々団体という恰好で以て団体でやつていふところがあるにない、やれないものは、図体が大きいからというのでいい気になつてこれをやつておるといふことなんかは、いつまで放つておいても……従つてこういうのは、いつまでたつてもボロ会社であつて経済の発展にはならん。非常に、バランスがとれなくなり、一方のはは再評価をやつて、さうして社内留保もどん／＼やつていふことになる、ますます……よくなる。悪いボロはいつまでたつてもボロだ。こういうことになる心配はございませぬか。非常にアンバランスになる、こういう心配はございませぬか。

○説明員(高橋俊英君) 只今御指摘のやうな例は、まあここで申上げるのは如何かと思ひますけれども、確かにこれらの会社については多少昔からの、出資当初からの問題があるんであります。官営であつたという問題があるわけだ。で、完全に資本主義経営、いわゆる昔の資本主義経営に徹してないうらみがあると私は思ひます。そしてたくさん、非常に実質上は大きな数百億の資産を使いながら資本金は非常に小さい。で、ともかく配当もしておる。さういふ献金の件は私よく知りませんけれども、経理内容が堅実であるといふふうには必ずしも思ひません。そのことは同感でございますが、併しそれらに仮に資本組入れを強制してみても、まさか五分という配当は当分はやりませぬか、五分では何のことやらわからん配当になつてしまふわけなんです。どうしても一割かゼロかということになる。結局配当するなということになるわけです、実質は配当がでないのが実態なんです、それがそこまでするべきことがいかにどうか、私どもとしては多少考えさせられたわけなんです。まあこれはいろいろ／＼な考へ方があるでしょうけれども、まあ無償交付を強制するといふふうなところまでは行きたくなかつた。株式市場に与える影響も、無償交付が流出するといふことになる、とやつたり人気が余計悪くなりやせんか。さういふことから、これらの会社についてはともかくにも再評価を十分にやらして償却に努めてもらう。償却を十分にするといふことが先ず我がの会社にとっては第一義的に大切であらうと思ふのです。で、今度第三次をやります、おの／＼あれが二百数十億、これは十分でないかも知れませんが、それだけの差額も、差額と

いいますか、最初からの積立金ができるわけでありまして、従つて簿価でそれだけ非常に高くなるわけでありまして、実際を見ますと、割合に償却に対しては忠実であるという傾向が一般的には認められます。償却を非常にうさく言うさうであります、各会社の重役さんたちも償却にはな／＼熱心である。これは税金を払わんで済むのですから、熱心であるのは当り前ですが、償却に非常によく努めて頂くならば、半分以上の目的は達せられるのじやないだろうか。それらに對して更に無償にしなければいかんというところまできめ付けられるかどうか。そこら辺のところは、証券市場を今日まで政府として育成に努めて来たという間に立ちまして、その辺に悩みがあるわけだけれども、事実上無償組入れが強制されないといふふうな置いた、こういう点を御考慮を願ひたいと思ふのですが、これは電力会社についてもやはり問題がある。電力会社の場合、特に或る程度配当をするといふことは年々の有償増資にどうしても必要なのでございします。無償交付をやつても配当が全然付かなくちや話にならない。電力会社の場合にはどうしても毎年有償増資を続けざるを得ない。さういふことから、電力だけを除外するわけにも行きませぬし、いろいろ／＼な観点から考へまして、一定限度以上に配当をするものに限つて強制されるというふうにしたわけでありまして。

○菊川孝夫君 それからこの際これだけインフレによつて貨幣価値が變つて来たのですから大正時代から一株五十円というやつをそのままに据え置いておく、これを何とか、まあ電力会社はこの間九割割されたときに皆五百円に

しましたが、これはそろ／＼歩調を合せてしなければならぬ段階に來ているのじやないかと、こう思うのですが、未だに五十円置いておかれる理由は、どこかにそれを踏み切れない理由があるのか。これも何とか統一する必要があるのではないかと。而もこの際、こうして株の数も殖える、この際、やつてもいいのじやないかと、こういうふうに思うのですが、これは又別の、法律は勿論違ひますけれども、この際は一応附則あたりでやつてしまおうということも考えていいのじやないかと思うのですが、おやりにならぬ理由はどこにあるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 御承知のように五十円株というものは非常に今の貨幣価値から見ても少額のものになつておりました、これは株式の流通上も非常に不便が多いし、会社の株式発行関係の事務もすでにこれも非常に負担になつており、これはやはり券面を引上げるといふことを方向としては考えなければならぬと思つております。これは今回のように再評価の組入を奨励するとかいうようなことで、先ほど御説明しましたように、その点が将来数年間の間に非常に殖えるというようになことを想定しますと、一層その辺のことを考えなければならぬようなわけになります。ただ、これはいろいろと法律的にむずかしい問題、殊に端株の整理、これは額面を引上げますと端株がたぐさん出て来るのでありますから、そういうものの整理をどうするか、或いは券面の切替の技術的な問題をどう処理するか、いろいろな問題がありまして、この関係の法律の附則等で処理すればいいというようなお話

ですが、いろいろそれに伴ひましてその引上げを実施するにつぎましてはむづかしい法律問題があるわけなんです。只今そういうような方向で突進していると私も私どものほうとしては事務的に検討はいたしておるんですが、この法律の附則で、五十円を五百円ですか、千円ですか、一万円ですか書けば済むという簡単な問題ではないのであります、只今私どものほうでも折角法務省のほうとも連絡をとりまして、研究をしておるような次第でございます。

○菊川孝夫君 理財局長は一万円札も発行したいという考えを持つておるので、新聞でも発表しておられるのだ、そういう考えからするならば、当然そこへ及ばざるやならぬという必要はありと、したいという目的を持つて検討しておられるのですか。本當に真剣に、これは、この答弁だけじやなしに。

○政府委員(阪田泰二君) これは私どものほうとしては、先ほど申し上げましたように、是非そういうふうな、まあ時期の問題であります、或いはどの程度に上げるかという問題であります、持つて行きたいということの研究はいたしておるわけでありまして、ただこれは問題としては商法の改正といつたような問題に觸れて来るわけでありまして、法務省とも関係があるわけなんです。そういう方面とも相談いたします、なおこれは証券界或いは金融界その他にもいろいろ影響がある問題でもありますし、或いはまあ事業会社自身にも勿論影響があります、そういうような方面の意向、考え方等とも、これも十分に打合せてやつて行きたい

というふうに考えております。

○菊川孝夫君 それでは次に十条へ行きます、追加再評価を行うことが出来る場合」といふ、何かこの「最低再評価限度額の計算に誤がある場合において」といふのですが、この「誤がある場合において」といふのは一体誤まりはあなたのほうで発見した場合のことを言うのか、それともあとでこれは誤まつておつたというので、一つ申請者のほうから言つて来ることを指して言つてゐるのか。どちらを意味するので

○政府委員(阪田泰二君) これは十条の一項は「計算に誤がある場合」と書いてありますが、これは申告書を要再評価会社が提出いたしました以後におきまして、その会社がその申告書の計算が間違つておつたという事実を、まあ会社が発見して、これを直そうと、このような場合を指しております。

なおこの第十條の四項のほうにおきまして、申告書を調査いたしました結果、更正をやるという場合にはその規定がございまして、これは政府におきまして申告書を審査いたしました誤まりのある点を発見した場合、これはまあ官庁側で申告書につきまして誤まりを発見した場合に当たると思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると、これは実際のこの事務で考えてみますと、税務署長に提出しなければならぬとなつてゐるのですが、税務署で、その申請書が出た場合には審査することにするのですか。事務の取扱ひ方ですが、田舎の税務署がそういうことを實際、問題にしてこれをやれるか、そんなことを言つちや失礼だけれども、えらい非常な複雑な何であつて、而もその誤

まりがあるかどうかというような問題までもできませんか。

○説明員(高橋俊英君) これは金額によりまして、大規模のものは国税局、小規模のものは税務署でやつておるわけですが、その誤まりがある、一項のほうは、提出した側が自分で発見した場合、それで今問題にされてゐるのは更正の場合だと思つてゐるのですが、更正ができるかどうかお尋ねですが、これはもう勿論必ず誤まりがあつたものをびた一文残らず更正できるということとは私は申し上げておけませんけれども、調べておきます。調べまして一応當つて、本當に間違つておれば更正させる。更正するという手續は、從來からも、この問題じやありませんけれども、再評価の限度額に誤りがあれば現在更正しております。限度額の計算が違つておるという場合でございまして、表に當て嵌めるわけでございますから、簿価は一応わかつておるわけですから、ですから、ここに倍率があるわけですから、それを掛けまして計算するわけですが、その掛けましたときに間違つておるという場合はあるわけでございます。ほかの税の申告、青色申告の場合も同様でございます、それらと、これは、まあ面倒くさい点においては、私は同じことだと思つてゐる。ですから、できないということはないと思つてゐる。

○菊川孝夫君 それでは、そういう更正させるようなときに、この最後に立入り検査を認めておられますね。証票を持つて立入り検査をする。それで意見の対立したときには、この立入検査の条項を適用してそこまでやる、こういうつもりでこの法律は立案されてゐる

のですか。一々の会社について。○説明員(高橋俊英君) 立入検査等、どういふ場合にやるかという問題ですが、要するに突進をよく見なければならぬという場合ですが、特にその必要が起るのには、八割を超えて再評価をして来た場合に、まあ陳腐化のものを無理に過大評価するといふようなこともございまして、それらについて、そう私は一々見る必要はないと思つてゐます。そうでなくて、逆に、八割までできません、自分のところは非常に無理である、資産全体が陳腐化してゐるから、工場全体が陳腐化してゐるから、というところから、限度よりもつと低いところまで、例えば、うちとしては限度の五割までしか再評価できませんといふようなことを申立てて来た場合は、これは予想されます。そういう場合は、果してそんなに本當にひどい施設なのかどうか、これはちよつと中を見てもらわなければ本當にできないといふようなことがあると思ひます。そういう場合に立入検査をするという権限が一応与えられておると思ひます、こういう趣旨であります。

○菊川孝夫君 で、私が先ほどお尋ねした陳腐化の判定は非常にむずかしいのじやないか、これは税務署によつて陳腐化であるかどうかということが皆違ふと思つてゐる。これは或る専門の技術者がおつて判定する場合には、成るほどこれはいいけれども、全国の会社があることを一々するわけには行かん。税務署職員がこれは陳腐化であるかどうかといふことをいろいろ調べ、陳腐化として認めるか認めぬかといふことになれば、税務署によつて違ふだらうし、又その所屬職員によつて

ののですか。一々の会社について。○説明員(高橋俊英君) 立入検査等、どういふ場合にやるかという問題ですが、要するに突進をよく見なければならぬという場合ですが、特にその必要が起るのには、八割を超えて再評価をして来た場合に、まあ陳腐化のものを無理に過大評価するといふようなこともございまして、それらについて、そう私は一々見る必要はないと思つてゐます。そうでなくて、逆に、八割までできません、自分のところは非常に無理である、資産全体が陳腐化してゐるから、工場全体が陳腐化してゐるから、というところから、限度よりもつと低いところまで、例えば、うちとしては限度の五割までしか再評価できませんといふようなことを申立てて来た場合は、これは予想されます。そういう場合は、果してそんなに本當にひどい施設なのかどうか、これはちよつと中を見てもらわなければ本當にできないといふようなことがあると思ひます。そういう場合に立入検査をするという権限が一応与えられておると思ひます、こういう趣旨であります。

でも取扱いが違う。税務署長はその道の大家ばかりが各署長に控えているわけには行かんと思うのです。そこで、その税務署によつても取扱いがまちまちになるし、ましてや陳腐化の判定のごときについては、これはちよつと素人ではむずかしい問題だと思ふのです。それらをあなたの方では一応統制するような様式というものが、規則というものを設ける予定になつておるかどうか。

○説明員(高橋俊英君) その陳腐化の認定が非常にまち／＼になると困るということは事実でありますけれども、従来は再評価法では陳腐化資産を過大評価するのを抑える意味で使つておつたのです。陳腐化というものは、今度は陳腐化を利用して過小評価をやる真摯があるということになつて、非常に違つて来るのです。そこで、国税庁でもこの点非常にむずかしいということでありました。今までのようなことでは困るというので、税務署には最終的な判定権を与えないことにしたのであります。国税局でやることにしたのであります。陳腐化に関する限り……つまり陳腐化があるために八割を下廻るというふうな場合には、その最後の認定は国税局以上で行うということに、事務取扱としてきめたわけでございます。税務署長に任せないということにしましたから、それは国税局間の調整は、又、国税庁でやりますが、税務署によつて取扱いがまち／＼になるということがないように、国税局は十カ所しかないわけですから、国税局がそこで統括することになつております。併し幾ら細かい基準を作りましても、一品ごととにきめるといふことはとてもできませんし、なか／＼むずかしいと思ふのです。或る程度抽象的な認定基準というものは研究しておりますから、近いうちにできると思いますが、数字で一現わすわけには行かぬのです。別表で作つたような場合にはとても参りませんから、最後はやはり事実認定の問題であるということ、これを国税局で統括する。更に国税局で行なつたやつを国税庁で行うというように、全国余りまち／＼にならんようにします。

○菊川孝夫君 わかりました。今までの陳腐化の扱いと取組み方が、角度が違ふのです。又これを申請する人も、陳腐化ということを利用して自分のところの資産が陳腐化しているかどうかという見方も大抵相当變つた見方をするだろうと思ふのです。これはまああなたの説明にもある通り、私も先ほどから陳腐化について聞いておつたのは、そういうふうで今度の場合と違ふ状態が出て来るということだけは一応考えられると思ふので、御質問したわけですから……

次に再評価日後に生じた事由による評価額の制限というのがございましてね、「再評価を行つた日後生じた事由」これは火災とかそんなものですか。そんなものは火災保険とかそういうもので行くのだが、どういふのを予想してこの条項を設けられたか。

○政府委員(飯田泰二君) これは再評価日後に新たに陳腐化の事由生じた場合、再評価日前に陳腐化しておれば、再評価のときに考えられると思ふが、その後新しい事由によつて陳腐化が生じた。こういうような場合をここに考えております。

○菊川孝夫君 これは天災地変とか、そういうものを意味しているのじやないですか。そういうふうなことを読んでおつたのですが、この条文は……

○説明員(高橋俊英君) 天災地変及び滅失毀損の場合、滅失毀損してしまつた場合には、もはや評価で積立金を取りくずしてという問題ではないといふ扱いをしております。ただ或る程度、水を被つた。その後、機械なり何なり性能が著しく低下してしまつた。廃棄するまでは至らんけれども非常に工合が悪くなつてしまつたという場合ですね。修繕するといふ問題じやなくて、性能全体が悪くなつてしまつたというふうな場合、建物の場合なんかもそういうことがあるわけがございまして。水を被つたために非常に建物自体が脆弱な建物になつてしまつたという場合があるわけですね。こういう場合に評価額を減する。見かけは余り変らないのです。見かけは一応保つていらつておる。そういうことから、まあ使つてはいるけれども、もとの効用はない、つまり現在の簿価だけの値うちはないといふふうに認定された場合、そういう場合に評価額を減する。

○菊川孝夫君 まあこれは極めて例外的なものである。殆んどあるかないかわからんようなものである。だけれども、まさかの場合があるからというので設けた条文ですか。

○政府委員(飯田泰二君) お説のように非常に稀な場合であると思ひますが、ただこの規定を置いておきましても、一応八割以上再評価したという恰好を形式的にとつておりまして、あとでどん／＼評価額をしてしまふというふうな脱法的行為を行われる虞れがありますので、そういうふうな意味からこういう規定が置いてあるわけでありまして。

○菊川孝夫君 わかりました。その次に二十条の「最低限度以上の再評価を行つた場合」の再評価額の免除ですが、この二十条はちよつと読みにくいですが、「第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価額を免除する。」こうなつてゐるのです。が、一体何が免除になるのか、よくこれを読んでみてもわからないのですが、ちよつと説明願ひたいのですがね。これは非常にわからん。

○説明員(大倉真隆君) 理財局長に代りまして、ちよつと具体的に御説明申し上げますが、よろしうございしますか。

○委員長(大矢半次郎君) ええ。

○説明員(大倉真隆君) 例えば再評価をやります前の減価償却資産の簿価の総額が四億あります。それで再評価をやります日に限度額を計算しますと、合計で十億、そうすると徴税の対象になりますのはつまり再評価をやつたあとの簿価の総額が八億以上になればいいわけでありまして。八割以上やつたといふことになりまして。そうすると免税が適用になる。仮に八億五千万までやつたといふと、一号に書いてございしますのは、先ず再評価後の簿価総額と申しますのは八億五千万円でございします。それから限度額の百分の六十と申しますのは、十億の六

五%でございまして、六億五千万円でございます。その差額は八億五千万円と六億五千万円の差額の二億でございます。先ず一号に書いてございします金額が二億になります。それから二号に書いてございします金額は、再評価差額が八億五千万円と四億の差額の四億五千万円、従ひまして四億五千万円から一号で計算いたしました二億を引きまして、残りが二億五千万円でございます。免除額の合計は、一号の二億の六%一千二百万円と、二号の二億五千万円の三%、これとの合計額、合計一千九百五十万円ということになります。免除がございせん、今の例で申上げますと、八億五千万円と四億との差額四億五千万円に六%かけましたもの、二千七百万円が再評価額となりまして。従つて二千七百万円のうちに一千九百五十万円が免除額になると、こういう計算になるわけでございます。

○菊川孝夫君 そうすると、この法律がなければ、そういう例の場合に二千七百万円納めるべきものが、この新しい法律の適用によりまして千九百五十万円よくなる……

○説明員(高橋俊英君) いや、一千九百五十万円が免除になり、差引七百五十万円納めればよい……

○菊川孝夫君 この資産再評価法に基づきますと、今あなたの御説明になつたような二千七百万円の税金がかかるにもかかわらず千九百五十万円だけ免除になる……

○説明員(高橋俊英君) この法律の結果免除になる。

○菊川孝夫君 わかりました。それでわかりましたが、そうすると、それじや今までにすべしもうすでにやつてし

まつてあるというものと、これができ
てからやるというものは、同じこと
も、先ほど「みなす」というやつを開きま
したけれども「みなす」というやつは、
できておるといふのと、これができ
まで待つておつたというものと、調整が
できるまで待つておつたものと、先
にやつたものは馬鹿を見た、こういう
結果になるんじゃないですか。その点
はどの条項で救済をされるのですか。

○説明員(高橋俊英君) その点、今お
つしやいましたのは、恐らく一次、二
次も十分にやつた。そうすると、その
場合にはすでに納めてしまつていて、
○菊川孝夫君 納めてといつても、年
賦になつておるけれども。

○説明員(高橋俊英君) 年賦でも大体
落んでおるのであります。大部分の会
社は殆んど納め切つておる。電力会社
は特別措置によつて多少残つておりま
すけれども、ほかの会社につきまして
は大部分納めておるわけですから、最初三
年でございまして、今では五年にな
つておりますけれども、当初の一次、
二次は三年間に分納でございまして、
大部分は払つておる見なければなら
ん。併しこれらとの権衡問題ですね。
それがこの六十五に現れておるわけな
んです、一応は、なぜ六十五という数
字を作つたかという、六十五を上廻
る分は免税になつておるわけですね。
百分の六十五、つまり十億に對しまし
て六億五千万円を上廻る部分が六%免
除されるわけですから、これは全免と
いうことです。六%の税をかけるわけ
から、これは全部取らない。それから
下の差額の部分ですね。差額のうち六
十五を下廻つておるところの部分は半

減ということにございまして。半分ま
けておる。これは今の数字で説明いたし
ましたが、意味はそういう意味です。
その六十五と申しますのは、限度に對
して三分の二に當る額が六六・六%で
す、厳密に言へば、それを切捨てて六
十五としただけですが、第一次の再評
価限度額に對しまして、第二次、第三次
の限度額は五割上なんです。減価償却
資産については五割高いんです。で、
それから、逆算いたしますと、六十五の
ところが第一次の限度額そのまゝにし
て置けばそれに相當するということに
なるわけですね。但しこれは一品ごとに
見た場合、一つ／＼の品物について見
た場合はそういうことが言える。そこ
で又この免税の措置も一つ／＼の計算
によつてもいいことになつておるわけ
です。それでは、きつ過ぎるというの
で、ブル計算を認めたわけですね。全
体の資産についての六五%という数字
をとつたのですが、そういう数字が出
て来たというの、やはり第一次、第
二次の限度額に達するところまでは必
ずしも全部を免除しない、半分だけ免
除したという建前なんです。で、第一
次、第二次の限度を上廻る部分です
ね、これについては全部免除するとい
う考え方をとり入れた。そこに一つ現
れておるわけにございまして、その
第一次を十分にやつてもう払つてしま
つたものと、全然第一、二次をやつて
ないものを、一次、二次の限度を飛び
越して三次の限度まで再評価するよう
な場合、それとの権衡を考えたわけ
です。そのほかに、今度の措置をとるに
つきましては、實際問題を考慮してみ
ます、大体一次、二次をやつた会社は
優良会社なんです。自信のある会社が

十分にやつた。これらの会社は三年間
に再評価税を払つたとは言いますが、
一方で必ずそれを上廻つた法人税の減
免を受けておる。減免じやないのです
が、法人税のほうを儲けてるんです。
○菊川孝夫君 積立てでね。
○説明員(高橋俊英君) 減価償却の面
です。減価償却をたくさんやつてお
りますから、それによる法人税の減税
の分は絶対に納めた再評価税を下廻る
ことがないという規定があるのです。
それを上廻つて再評価税を払うことは
ない。
○菊川孝夫君 それでわかりました。
○説明員(高橋俊英君) そういう意味
から権衡が保たれておるという……。
○菊川孝夫君 そういう点があれば……。
○小林政夫君 それは併し、わかるの
だけれども、それは言つてみるだけの
ことで、今後やるものの免税になるの
は両方受けるんだ。半分になる分は法
人税もそれだけ減税になるし……。
○説明員(高橋俊英君) 併し今までは法
人税はとつてあります。
○菊川孝夫君 今までの経過について
は法人税で……。
○説明員(高橋俊英君) 今日までの間
ではそれだけ違つておるわけですね。そ
して今度再評価をしましても元には戻
らないのです。三年間のズレというも
のは取返しがつかない。減価償却を適
用しておりますから、三年分だけ償却
率を落したところで限度をきめてお
るんです。上廻つて元へ戻して償却をや
るわけに行かない。
○菊川孝夫君 そういう説明がつけば
わかります。そうせんと、これは前の
第一次、第二次にしたつて、やつぱり

政府としてはやらしたい。できるだけ
奨励しておつた。ところが今からする
くかまえて第三次まで待つておつたも
のは一番儲けたじやないかということ
を、何ならこれまで放つておいたほう
がよかつたんじゃないかと思うのだが、
そういう面が説明されれば成るほど
うまく考えておるわいと思つて……。
わかりました。(笑聲)

次に、余り時間がとれますので、
私、今度は最後の罰則のところへ行つ
てお尋ねしたいんですが、この「詐偽
その他不正の行為により第二十三条の規
定により課される再評価税を免れた
者は、三年以下の懲役若しくは五百万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。」というふうになつておるの
ですが、その第二項で「前項の免れた再評
価税額が五百万円をこえるときは、情
状に因り、同項の罰金は、五百万円をこ
え、その免かれた再評価税額に相當す
る金額以下とする」とございまして、と
ある。これはなぜ第二項を……第一項だ
けでいいと思ふんだが、第二項を設け
た理由を一つ伺つておきたいと思ふ。
○説明員(高橋俊英君) 私、全部の税
法の通脱に対する罰則を知つておるわ
けじやありませんけれども、大倉君に
聞いてみますと、大体において税法の
通脱関係の罰則は免れた税額を下らん
というふうな、下らんような罰則を設
け得ることになつておるわけでありま
すけれども、そういう実例が他にもた
くさんあります。この規定は今の再評
価法にも同様の規定がございまして、
再評価税額そのものが五百万円を越え
ておるといふ場合に罰金が五百万円
であるというの、税を取るといふその
罰則として余り適當でない。要する

に、こういうものは、幾ら免れたとい
う経済的な利益に見合つて罰則を設け
るの、税の面では非常にそれが適正
である、公平である、そういう考え方
に基いておるものと私は思います。
○菊川孝夫君 そうしますと、この四
十三条の「三年以下の懲役」というの
は、實際はこれはおどし文句であつ
て、これは適用しないのだ、あなたの
言われる経済的の何は経済的なもので
補えばいい、こういう理窟になれば、
これは「三年以下の懲役」というのはお
どし文句に過ぎないのだ。これはあな
たのほうで適用するのじやないのだか
らね。これは裁判でやるのだ。そう
いう二項のあなたの理窟があるという
ことになれば、適用するのは裁判所で
やられるのです。そうすると、そこ
は経済的な面ですから、経済的な額で
以て大体判定するのがいいのである。
これは一つは、それはそういうふう
にも言えると思ふのですが、そうすると
「三年以下の懲役」ということは裁判所
のほうで定めることになる。そうなら
ば、立法の趣旨がどうもそこでおかし
くなつて来るのではないかと思ふので
すが、立案者としてお答え願ひたい。
○説明員(高橋俊英君) これは罰則全
体については、いろいろ過去の建前
なり、従来の慣習なりがあるわけだ
が、今私が申し上げましたのは、少く
も税の場合なんかにつきましては、免
れた経済的な利益、つまり非常に税額
よりも下廻つておるといふような罰金
では効果薄いというのを申上げた
ので、そのほかに、罰則でございま
すから、これはもう懲役というふうな
ものが伴うのは何らかしくない。む
しろ重くしておるわけですね。経済的

な利益だけを取返せばいいというのではなくて、罰則でございますから、そのほかの懲役というふうな非常に重い刑をも科することがこの通脱を防ぐという趣旨に適合する。罰すること目的じゃないのでして、実際に起つて来れば、これは仕方がないから罰しますけれども、この程度の罰則を設けておかないと、税というものは通脱をされやすいものであるということから判断されたわけでありまして、これはまあ商法などでも、大して経済的利益を設けておる例もございます。まあこの辺のところは適正な刑量ではないだろうか、ほかのものと比べて特にきつものでもないし、まあ税全体としてはこういうような定め方をしている例が多いという趣旨でございます。

○菊川孝夫君 それで、あなたのほうの立案の趣旨というものは、何ですか、でき得る限りは、でき得る限りと言ふのじやないけれども、懲役刑も併科するということは大体原則として考へておられるのですが、併科して、その上に罰金、これを原則として考へての立案か。それとも、成るべくならこれは罰金で済ませたいという趣旨の立案かということなんです。そこで第二項を讀んでみると、如何にも罰金刑で済ませたいのだというふうに讀つておつて、一方で懲役刑ということも言つてあるのがね。これはどうも……。

○説明員(高橋俊英君) 今の菊川先生の言われておるのは、少し勘違いされている面があるのではないかと思うのですが……。

○菊川孝夫君 勘違いでしたら教えて頂きたい。

○説明員(高橋俊英君) 「同項の罰金」と、こう書いてありまして、第二項の場合には懲役は要らないのだと言っているのじやないのです。情状によりまして罰金のほうは五百万円よりも上廻ることがあるという趣旨でございまして、その場合にはもう三年以下の懲役というの適用しないというのじやないのです。三年以下の懲役、或いは場合によつては、免れたこの再評価額に相当する金額まで罰金を科すると、こういう趣旨でございます。

○菊川孝夫君 だから一千万円ということもあり得るといふことなんです。ね、場合によつては、それ以下ということですから、一千五百万円脱税してあつた場合には一千二百万円、一千五百万円を超えるわけには行かんけれども、だからあなたの言う説明を聞いてみると、成るべくならいよいよ詐欺その他によつてそういう経済的な脱税行為をやつた者については、極力その限度近くまでは追及するというのが趣旨だ、だから第二項を設けたのだ、こういうお話ですが、そういう趣旨であるならば、懲役というのを言つておるのは、懲役と罰金と併科を原則としたものならば別ですけれども、あなたの説明だけ聞いていると、懲役というのは一つのおおし文句であつて、実は、あの罰金を取るというのが主たる目的で、一貫して四十三条以下は設けられたものかどうかということも聞いているのです。必ず併科というものはあり得る、大体しなければならぬんだ、こういうふうな初めから取つ組んで罰則を設けられたのかどうか。

○説明員(高橋俊英君) そういう趣旨じやないのですが、要するに実際に刑

量をするのは裁判所の判断でございまして、懲役だけで済ますこともあるし、或いは罰金だけのこともあるし、両方重ねてやることもあるということもございまして、まあこれらの刑量をする狙ひは、やはり免れることを罰則を設けることによつて予防するといふ、まあ刑というものは処罰するだけが狙ひではございせんから、予防という意味があるわけにございます。その場合に、非常に軽い予防措置では目的が達せられない。ただ脱税しただけの罰金を払えば済むのだということでも不徹底であるから、懲役ということもあるぞというのを設けたわけにございまして、実際の適用については、これはもう私もなかな、どういふ場合には罰金のほうがいいということも今ここで申上げる筋合ではございせんし、全くこれは裁判所の判断にお任せするよりほかに、併し特に刑罰のうちで罰金だけで済ましたいという意向が立案者のほうにあるとか何とかそういうことはないわけなんです。これは、こういうような並べ方等について、刑全体についてはそれ／＼専門の筋にお伺いしなければならぬのであります。私もどもとしてはこの程度で……。

○菊川孝夫君 将来の再評価の問題についてまさか「詐欺その他」ということは少いと思つておりますが、あの戦後の脱税がやかましかつた時代にはこれは非常に嚴重に追及したが、こういう法律を設けておけば、裁判にかつた場合でも、国会においてこの条項を審議する際にどういふ観点から論ぜられておるかということは、これはもう裁判の一つの有力な弁護士の資料になるわけですね。だから立案者は、あな

たは立案の責任者としてどこを狙つておるかということ、これはもう今度裁判官がそれを判定する場合にでも、この法律がどういふ目的で制定されたものであるか、そこでその制定された趣旨に副つて実施するために、これに違反した者についてはどの程度の罰則で以てやつて行かうということが、一つの大きな、今度いふ／＼具体的にこれをまあ不幸にして適用しなければならん場合において、私は国会の質疑応答というものは一つの資料になるのじやないかと、こう思つてお尋ねをしたわけですが、従つて詐欺によつてこういう再評価税を免れるような者については、一応併科するのは当然であるといふふうに考へてこれを立法したものであるかどうか、こういうことを最後に伺つておきたい。

○説明員(高橋俊英君) まあ私もとしては、その辺併科することが当然だといふふうに考へているということとは申上げられないのであります。……。

○菊川孝夫君 そんなら併科する……。

○説明員(高橋俊英君) つまり概して言へば懲役というものは期間の如何を問はず余り軽い刑じやないと思ひます。罰金のほうが普通は軽い。併し罰金でも、納めないときは懲役に振替りますし、罰金だから必ずしも軽いといふわけじやない。併し片一方だけでは足らぬという場合には両方科するということに結果としてはなるのじやないかと思ひます。だから、つまり三年くらゐの懲役だけでは足らん、罰金も十分に足らん、実際に脱税したのは数千万円だから数千万円科すべきである、こ

うことになつて来れば、限度一ぱいの重罰を科すべき最も惡質の場合、それらの場合には、当然、併科、両方科するということにならざるを得ないと思ふ。だから問題は、その惡質であるかどうかの程度によつて、併科したり、しなかつたりする……。

○菊川孝夫君 それでわかりました。そこで今選舉違反の問題についても連坐制をどうするといふことを言つておきます。それから取賄罪につきましても、今の斡旋取賄といふのを設けなければどうも困るといふので、論議の対象になつてゐるということは御承知の通りであります。そこで、四十三条に一体、誰がそれなら「免かれた者は」と書いてあるのがね。大体この対象になる者はそれ／＼法人だ。個人は少いと思ふ。だから法人で何々株式会社ということになるのだが、株式会社を罰しようとしても懲役だといふうなことになるかと非常に困る。これはその責任の所在といふものは極めて不明確だと思ふ。経理課長に責任を負せようと思へば負はれる、或いは経理担当重役を追及するの、それともその社長を抑えつけるのか、こういうことになつて来て、丁度これは輪流取賄罪のあれと同じやうにあまいとなつて来ると思ふのですが、そうなつて来れば、これの責任を問われるのは最終の今の法人の代表者、代表者と言つても、取締役は代表できることになつておる。それは個人のほうだから代表取締役を最終的には追及すべきものである、こういうふうな解釈してよろしいと思ひますか。その点もはつきりしておいて頂きたい。

○説明員(高橋俊英君) これは第四十

六条を開いて御覧を頂きますと「代表者」云々ということが書いてありますね。その行為者を罰するは、法人に罰金を科するといふような場合がありま。つまりその意味は、原則として法人の場合には代表者を罰するのだといふことを言っているわけですね。代表者を罰するは、その当該法人そのものの罰金を科するぞといふ趣旨でございます。まあ私もこの間、ついでに申上げますが、この間の取締役の問題ですが、これに関連すると思ふのでありまして、その後、法務省の見解を質したのです。まあそこにおられる法務省の担当検事さんにお聞きしたんですが、どうもやはりはつきりとはいたしません。最後は事実認定の問題である。つまり重役会でさん論議をしてきめたといふものであつて、誰が誰の責任とも言えない。そこに出ておつた者、その問題に關与した者全員が行爲者であるといふ場合には全員が対象になる。併しそうでなくて、明らかに一人が専断的にこれを行なつた、他の者は余り関与してなかつたといふふうな事態が若しあれば、その者だけが処罰される。ですから、それは単数とも複数とも一概には言えないといふようなことでありまして、従来の経済事犯の違反事件等に関する事例を見ても必ずしも一定しておりません。担当取締役だけが処罰された例もござい。連坐して全員がそれ／＼処罰されたという例もあるようです。これはそのときの事実認定の問題にかつて来るといふほかないと思ひます。これは最近の例はどうかと思ひますが、最近のいゝんな疑獄事件等に関連しまして、それ／＼重

役の全員が引張られてゐるのじやなくて、一部の者だけが容疑を受けているという例もありまして、一番上のほうの人が捕われている場合もあるし、一番上の人は引掛からないで次の者がやられてゐるといふ場合もござい。一概になんとも言えないと思ひます。檢察当局なりその裁判所の認定の問題であらうと思ひます。

○菊川孝夫君 これ以上あなたこの問題を論議しても仕方がございせんが、これは必ず今の造船疑獄のようなことにつきましても、専務が引張られておるところもある。社長が引張られておるところもある。専務と社長両方やられてゐるところもある。この法律そのまゝ読んでみると、誰にでもできるし、又逃れようとするれば一人責任を被ればやれることになつてゐる。併し商法の規定等よく研究してございせんが、考へてみた場合には、社長一人の責任においてやるべきではなくて、こういう大きな問題については、すべてやはり重役会議に諮つてやらなければならぬ問題、最後に株主總會も關連する問題であると思ひます。それで、これは汚職の問題とは違つて、あれは秘密にやらなければならぬですが、これは少くとも株主總會くらいに諮つてやらなければならぬ問題だと思ひます。株主總會にまで諮らなくても重役會議くらいまでは相談するものと思ふ。そうすると、大体において重役全部、取締役全部は連坐しなければならぬのだと、こういうふうな解釈してもよろしうござい。大体それは社長個人でそんな馬鹿なことをやりつゝない、どこでも……。それは同族会社ならいざ知らず、そうでない一

般の法人であつた場合には、社長個人がそんな馬鹿なことをやりつゝないとは私は想像するのですが、だから連坐です。取締役である以上は、將來こども、取締役になるかも知れないけれども、ほかの法人の何になるかも知れないので、そういうような場合に、この法律があるとするならば、よほど気を付けなければならぬといふことにな。重役會におきましても、うつかり社長や經理担当重役がそういうことをやつてしまつて責任を問われることになつては困る。これは誰でもそうだと思ふので、これは冗談といたしまして、もう、やはり考へて行かなければならぬ。大体において取締役會に連なるものはその責任を免れないものである。こういうふうに一応了解して置かなければならぬか。それを最後に伺つて私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○説明員(高橋俊英君) その点、質してみましたが、やはり取締役會を開いてそこで相談した結果、決議をしてきめてやらぬといふことにしたといふふうな場合におきましては、少くともその場に列席しておつた取締役が連累とみなされる場合が多いであらうといふ説明でありました。ただその取締役であつても、それらの何らか止むを得ない事情によつて全然出席できなかった、そういう決定は何ら参加しなかつたといふものは、ただ単に取締役であるといふだけでは処罰の対象にはならないと思ひますが、ただ列席しておつた場合には、極端なこと聞いたのですが、例えば經理担当取締役はやるべきであると主張したところ、他の者はやるなと主張したことによつて結

局やらなかつた、或いはごまかしてしまふといふようなことでごまかした。あとでばれたといふような場合には、恐らく出ておる者が全員処罰の対象となるし、その場合、反対をした人でも、やらないことに対して反対をした重役だからといつても、必ずしもその責を免れるものではないといふ説明でありました。反対をしたからといつてその取締役が責任を免れるものではない。併し必ず処罰をされるという意味ではないんですが、一応それだけではいけぬといふ話でありました。そういうふうなことであります。

○菊川孝夫君 もう一点、あなたに聞いておきたいのですが、これは小林君も質問されて、これについて答弁があつたわけですが、金融機關再建整備法の規定による調整勘定の問題ですが、これはこの間から聞いておつたのですが、それは再評価して資本に組入れるといふことは、調整勘定のある以上は、これは銀行局長が、原則としては調整勘定のある以上は再評価すべきでない。先ず調整勘定の犠牲者に対して一応支払をするのだ、それから調整勘定という、今の再評価の利益といふものは、大体におきまして調整勘定といふものによつて生れて来たといふふうには考へられるのが、いろいろのケースはあるかも知れないが、それが多い。だから調整勘定がある以上は資本組入といふことは先ず極力やるべきでない。大体原則的にはそういうお話であつた。そうすると、今度のごとき、それを削つておることになるのです。この点はあなたのはどういふふうな考へておられるのですか。この点もう一遍重ねて聞いておきたい。

○説明員(高橋俊英君) 私どもはこの金融機關の特殊事情といふことはよくわかりま。けれども、金融機關における調整勘定の性質は、法律的に考へた場合には、企業再建整備法によるところの会社の仮勘定と性質は同じだと思ひます。つまり一旦再建整備によつて打ち切られた債権者、それらに対して利益があつたら穴埋めをするといふ意味で仮勘定利益といふものが横立てられておるわけだけれども、その仮勘定といふものと金融機關の調整勘定とは、根本的な性質は全く同じだと思ふ。ただ相手は預金者であるかそうでないかといふ違いはあると思ひますが、併し金融機關の再建整備に當り、金融機關にそれが跳ね返つて、相当特別損失が殖えたといふ事情はあるわけですね。だから、やがましいことを申しますと、調整勘定の利益をたくさん作れば預金者は満足されるわけですが、それがためには仮勘定を持つてゐる株式会社に置きましてもできるだけその仮勘定を殖やす、そして金融機關に返すといふふうな措置がなければならぬ。そういうことを考へますと、普通の株式会社に對して資本組入れを一方強制する、金融機關の場合にはしてはならぬといふことになつておる。これは、余りにも変則的ではないかといふ感じがするわけですね。事実上やるやらんは別でござい。殊に金融機關の場合には、これは大蔵省が握つておるわけでは、組入れをするかしないかについては認可の権限があるわけですね。そういうところで事実上指導によつて抑えて行くといふことは

をしてはならんというのは、一方において、仮勘定があろうがなからうが資本組入れを四割まではやるべきであるということ、この法律で謳っている建前上、余り開きが大き過ぎるのじやないか。又こういう規定が今までのこういう金融機関に対する特別措置が規定されておつたということは、どちらかといえば日本側当局の意向ではなくて押付けられたものであつたというふうに聞いておりますし、規定の上ではならんという規定は削るのが筋としては立つのではないだらうか、筋が通るのではないだらうかというふうに考えております。

○菊川孝夫君　午前中、私、大蔵大臣に質問したときに、これは繰返して聞けばよかつたが、あなたの説明でも千二百六十億円くらいは組入れをするだろう、こういうお話ですね。この千二百六十億というのは衆議院で修正になつて千二百六十億、こういうふうになつたのですか。

○説明員（高橋俊英君） 修正なき場合でございます。

○菊川孝夫君 修正の場合は六百五十億といつておつたがそうですか。

○説明員（高橋俊英君）　そうでござい
ます。組入れの割合が三割で、配当制

限の割合が二割を超えるというふうな
ことになりますと、大体私どもの計
算では六百億程度にとどまるのじやな
いかと思います。

○藁川零夫君　そうすると、単に表面上二割ずつ削るだけで半分になつてしまふということ……、資本金に組入れら

○説明員(高橋俊英君) そうでござい
ます。それは単にとおつしやいます
が、一割五分を超えるということと二
割を超えるというのが、その辺が会社
の数としては大部分多いところでござ
います。非常に差が大きいわけです。
それから四割と三割の違いは、割合で
四分の三になるという意味ではありま
せん。それよりはもう少し小さいわけ
です。と申しますのは、既往において
すでに組入れた分を含めて四割とする
か三割とするかという意味でございま
すからして、根つこの部分は両方共通
でございますから、四分の三よりは割
合いが小さくなる。

菊川孝夫君 これは今も小林君も言

つておるのだが、放つておいても五百億くらいであるということだから、これはやかましく論議したけれども、これは修正したら骨抜きだということではつきりいつて……。ここでも、いろいろな議論して、えらい大なる法律だといつてやかましく言つていたけれど、結局は放つておいても五百億であ

るということなら……。六百億になる
かも知らん、あと百億くらいの問題
は……。これはえらい法律を設けてみ
たけれども、こけおとしに過ぎなかつ

た、折角努力されたが何にも効果が、
同にもといつては語弊があるかも知れ

ない、ないよりはいいかも知れませんが、非常に減殺されたということは、数字の上で、それから予想の上で、今

後結滯状態はどういうふうに変化するかわかりませんが、あなたがちその通りではないかも知れませんが、一応数字

○説明員(高橋俊英君) おおむねその通りになると思います。(笑聲)

○小林政夫君 これは本論とは違うけれども、今朝大蔵大臣のいつた例の交際費を株主總會にかけさせて公表させるといふことは、事務的にはどう考えますか。

○説明員(高橋俊英君) これは前にも、何といひますか、そういう意見が新聞の欄に出ていたことがあるのです。交際費の制限の税法ですか、税法の改正が発表になつたときだと思ひますが、なか／＼いい思ひ付きであるといふふうにちよつと一見思われるのです。ただその交際費の額を明確にするとは私は当然必要だと思ひます。

が、恐らく狙つてゐるところは、だれだれをどこ／＼で御馳走したというふうなことを一々書かせるところにあるのじやないかと思うのです。若しも非常に突つ込んだ明細を書かせるということになりますと、これは効果があるまいしょうが、一面において非常に面倒である。非常な手間であると同時

に、まあいわゆる総会荒しなんかについては打つてつけの材料を提供することになるのです。そのほど／＼を考えると、これを餌にして総会でどんな

とんやられる。これは非常にその点が私としては……。若しそういうことさ

え懸念しなくてもいいということであれば、やらせれば効果は非常にあると思うのであります。みつともないような交際費の使い方はできないということ

ことになるでしょう。一つの思い付きとして、私も、若し余り大きな反対がなければ、そういうことも何といい

提出させる。或いは株主總會にまではどうでしょう、知りませんが、何らかの方法でそれが見得るようにする。ガラス張りでやるといふ趣旨は、非常に結構だと思ひます。

○小林政夫君　それは今度の特別措置法であらう明細基準をきめたといふか、損金算入の限度をきめましたね。そのときに、これはあなたに聞くのではないが、主税當局にお伺いするので、今の程度まで明細を出させるか。先ほどあなたが言つた誰を招待してどう使つたといふことまで書かせるのか、その辺はどうですか。

○説明員(高橋俊英君)　それは従来と税法上損金に見る以上は使途不明

小林政夫君 それは受領証で行くものもののは否認するという建前です。いいるそうですから、その点是对税務署との関係においては一々内容が明らかになされている。それからその支出したことに對して受領証なり何なりに明らかになつていなければ損金として認めないことになっております。

をいつ中川へ招待したんということ
 ということだけであつて、何の何がし
 要りませんよ。だから支払先がどこだ
 りであつて、誰をどこで招待したまは

は要らないと思う。中川に払つたといふことだけでよろしい。今度の最低再

評価限度額等の更正決定をされた、追加決定だというような場合には、はつきり訂正して、総会に報告し、公示しなければなりませんね。交際費の場合

日にはより多く否認の事例があらうと
思います。一応は発表したけれども、
この次には、例えばさつきも大蔵大臣

カモフラージュしている。そういうことを税務当局で発見して否認という問題が起つた場合、次の総会と、税務当局に否認されて、これだけふえましうたというのを報告し、公示せざるを得なくなるので、個々の誰をどこへといふことまで考えなくても、総額において何ぼだ、それが資本の割合或いは事業量というようなものからいって、こういうようなものは何ぼでなければならぬというようなことからいって、総額だけでもかなり効果があるんではないか。公表させるとなれば……、私は思いつきではあるが、割合これは取上げて、少くとも暫定立法でもいいんだけれども、取上げる面直はあるんじやないか。

やないかと思う。

○説明員(高橋俊英君) 今おつしやいました公表させるという意味はどういうことなんでしようか、例えば貸借対照表等の公示義務みたいなことをおつしやるのですか。それとも何か株主に副物で公表させるのかということをおつしやるのですか。

小林政夫君 私の言うのは、今の経費の中で、例えば営業費とか、製造費とか、まあ製造費の中には交際費はないと思ふますが、一般管理費の中にい

は特別の損益計算書においてはつき

と報告する、損益計算書で一般管理費と分けて交際費勘定を置く。勿論、証券委員会や証券取引法による届出書類等には当然書かなければならぬ。その

にはまあ書いているでしょう、今まで
も……。

ましたのは、恐らく株主等に対して考課状にその項目を記載せよという御趣旨かと思いますが、今の株主に対する通知の実際の例を見ても、損益計算書というものは恐ろしく簡単なものであります。何といいますが、総額なんです。いきなり経費の総額と書いてあるだけで、内訳は何にもない。有価証券報告書には書いてありますけれども、株主は何のことかわからない。益のほうでも当期売上金といううな書き方で恐ろしく簡単なんですから、そこに交際費は幾らであるということを書け、こういう御趣旨だと思えますが、これはちよつとどういふうな強制的な仕方をすべきか……あの交際費等の制限に関する法律、まあ特別措置ですか、あれらのところに附帯事項としてそういうことを書けばいいんですけれども、そのためにはどういふ措置をとるか、ちよつとむずかしいのです……

○小林政夫君 まあそれは私の考えでは、商法で会社の財務諸表を公表しなければならぬ、こういうことになつておる。その財務諸表の、これは法律まで入れるかどうか、それは考えものですけれども、財務諸表に挙げるべく、例えば損益計算書については少くともこれ／＼の勘定科目は科目別の内訳の金額がわかるような報告をしなければならぬ。その財務諸表の勘定科目の分け方の問題ですが、そういうことであればやれるんじゃないかと思えます。

○説明員(高橋俊英君) その点よく研究してみたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

午後四時三十七分速記中止

午後五時七分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、証券取引法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

五月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案(衆)
一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案
北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律

緊急開拓事業を実施するため、昭和二十年度から昭和二十二年までの一般会計予算に基き、北海道において学校、診療所、住居、共同作業場及び共同倉庫の用に供させるため国が設置した施設並びにこれらの施設に備え付けた動産で国有のもの(以下「施設等」という。)は、この法律施行の際現にそれぞれその用に供されているものに限る、当該施設等の所在する市町村に対し、譲与することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
国有財産特別措置法の一部を改正する法律

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「住民に賃貸する目的で経営する住宅施設」を「(一) 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項に規定する住宅施設」という。

本赤十字社において学校、社会福祉事業施設を、更生緊急保護法第三条第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「更生保護会」という。)又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設、更生保護事業施設に、同条第二項中「日本赤十字社にあつては」を「更生保護会にあつては」を「更生保護会」に改める。

緊急保護法第十二条第二項の規定により同項第二号の費用について補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては」に改める。

第十一条第一項第一号中「社会福祉法人、」の下に「更生保護会」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

大蔵委員会第四十一号正誤	頁段 行 誤 正
	一五〇三 趣旨であり、趣旨であり、 適当と考へ、 よつて